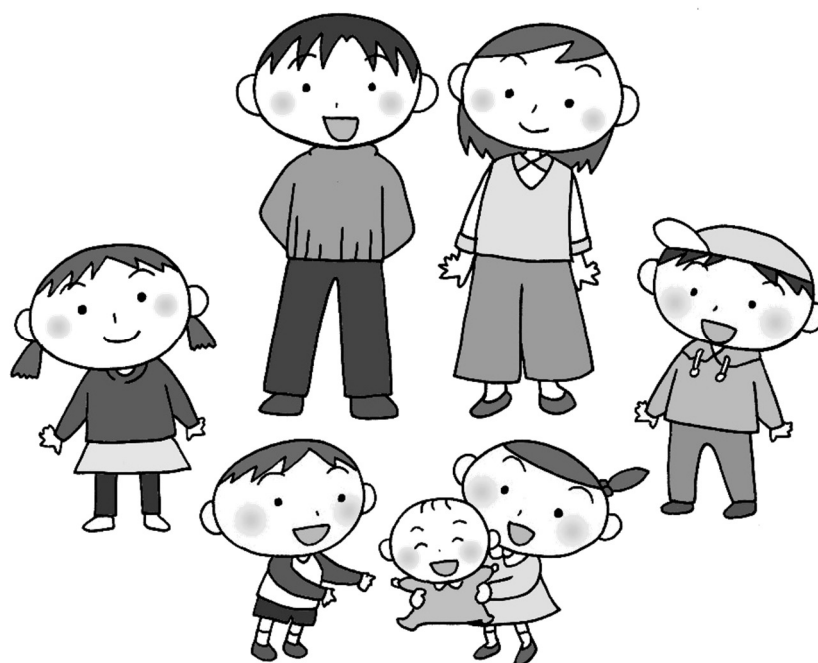


第2期 東温市子ども・子育て支援事業計画

～緑あふれる東温で 子どもの笑顔をさかせよう～



令和2年3月

東温市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画策定の経緯.....	3
第2章 東温市の子育てを取り巻く現状と課題	4
1 人口.....	4
2 女性の就業状況.....	9
3 将来推計人口.....	11
4 教育・保育の状況.....	15
5 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	18
6 ニーズ調査結果からみる現状.....	23
7 ヒアリング調査結果からみる現状.....	41
8 課題のまとめ.....	43
第3章 計画の基本的な考え方	46
1 基本理念.....	46
2 計画の基本的な視点.....	46
3 基本目標.....	47
4 施策の体系.....	49
第4章 子ども・子育て支援事業	50
1 教育・保育提供区域について.....	50
2 基本目標に対する基本施策の展開.....	52
【基本目標】1. 乳幼児期の教育・保育の充実.....	52
【基本目標】2. 地域における子育ての支援.....	73
【基本目標】3. 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進.....	77
【基本目標】4. 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備.....	83
【基本目標】5. 子育てを支援する生活環境の整備.....	87
【基本目標】6. 仕事と家庭生活との両立の推進.....	88
【基本目標】7. 子どもの安全の確保.....	89
【基本目標】8. 専門的な知識及び技術を要する支援の推進.....	92
第5章 計画の推進に向けて	96
1 計画の推進体制.....	96
2 計画の進行管理.....	96
資料編	97
1 東温市子ども・子育て会議条例.....	98
2 東温市子ども・子育て会議委員名簿.....	99

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の合計特殊出生率は近年急激に低下し、平成17年には1.26まで落ち込みました。その後ゆるやかに上昇し、平成27年には1.45まで持ち直したものの、引き続き低い水準で推移しています。急速な少子化の進行に伴う少子高齢化によって、労働力の減少や地域社会の活力低下、社会保障費の負担増大に加え、子ども同士のふれあいの減少から自主性や社会性が育ちにくくなるといった、さまざまな影響が懸念されています。

そうした中、国では平成元年の「1.57ショック」を契機に少子化を問題と認識し、平成6年に国や地方自治体だけでなく企業や地域社会を含む社会全体で子育てを支援していくことをねらいとした「エンゼルプラン」を策定、また、平成15年には地方自治体及び事業主が子育て支援に係る行動計画を策定・実施していくことを定めた「次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）」を制定して、より重点的に対策の推進に取り組むこととしました。続いて平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」という。）が平成27年度から施行されました。また、平成28年6月に児童福祉法が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと法の理念が大きく変わりました。

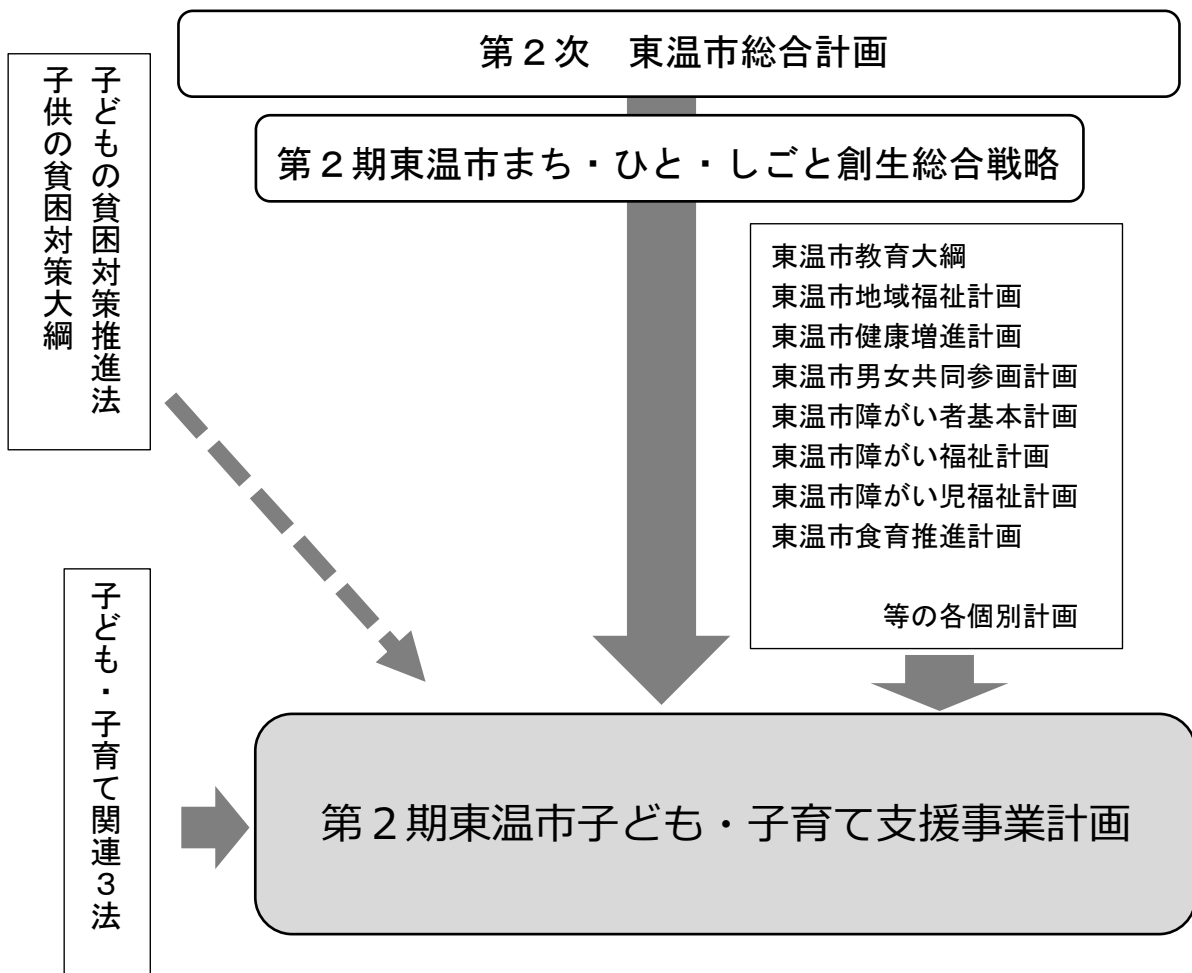
東温市（以下「本市」という。）においては、国の指針に基づき、平成27年3月に「東温市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に努めてきました。「東温市子ども・子育て支援事業計画」は、令和元年度（平成31年度）で計画期間が終了することから、令和2年度以降、5年間の本市の保育ニーズに応じた提供体制を確保することを目的に「第2期東温市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村行動計画で、近年の政策動向を踏まえて策定しています。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく施策や母子保健計画、「新・放課後子ども総合プラン」を参酌した、子ども・子育て支援に関する総合的な計画として策定するものです。

また、「子どもの貧困対策推進法」では、地方公共団体に対し、貧困に関する調査と必要な施策を講じることを定めていることから、「子どもの貧困対策」も加味して策定します。

さらに、本計画の推進にあたっては、「第2次東温市総合計画」を最上位計画として、総合戦略及び、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう柔軟に施策を展開します。



3 計画の期間

本計画は、令和元年度までの当初計画を引き継ぎ、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。ただし、子どもの人口推移や子ども・子育て支援に関するニーズの変化、事業の進捗状況、国の制度の状況を踏まえ、中間年度（令和4年度）を目安に計画の見直しを行い、実態に即した計画の進捗に努めます。



4 計画策定の経緯

(1) 東温市子ども・子育て支援に関する調査

①東温市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

本計画の策定資料として、本市の教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、「東温市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

②団体ヒアリング調査

ニーズ調査では把握しきれない「生の声」を聞き、教育・保育に関する現状やニーズ等について、きめ細かな意見を把握することを目的に、市内の子育て支援に関係する団体や事業所等へのヒアリング調査を実施しました。

(2) 東温市子ども・子育て会議

福祉・医療・保健・教育等の関係者及び子育て当事者、学識経験者で構成し本市の地域特性を活かした子育て支援を総合的・計画的に推進するため、計画案の審議を行いました。

(3) パブリックコメント

令和元年11月から12月にかけて本計画素案の立案に際して、市民の皆さまからご意見を伺うためパブリックコメントを実施しました。

第2章 東温市の子育てを取り巻く現状と課題

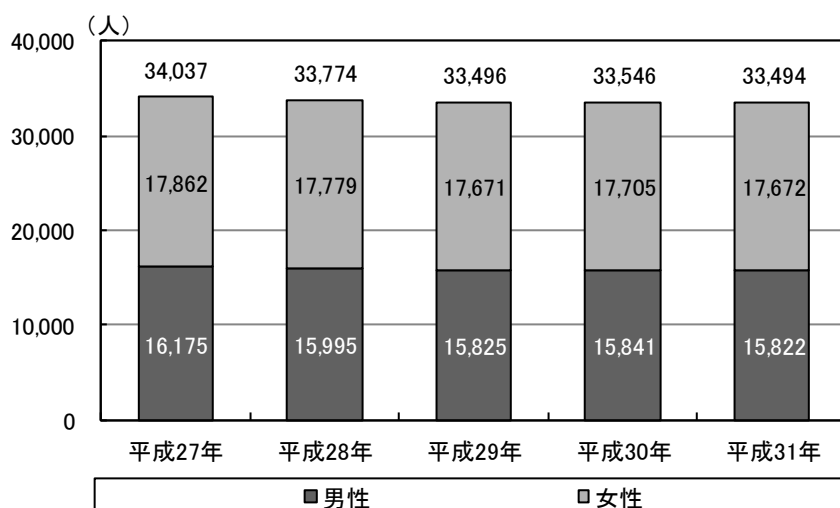
1 人口

(1) 人口と世帯の状況

総人口についてみると、平成29年までは減少傾向となっており、平成30年にわずかに増加したものの、令和元年には再び減少し、33,494人となっています。

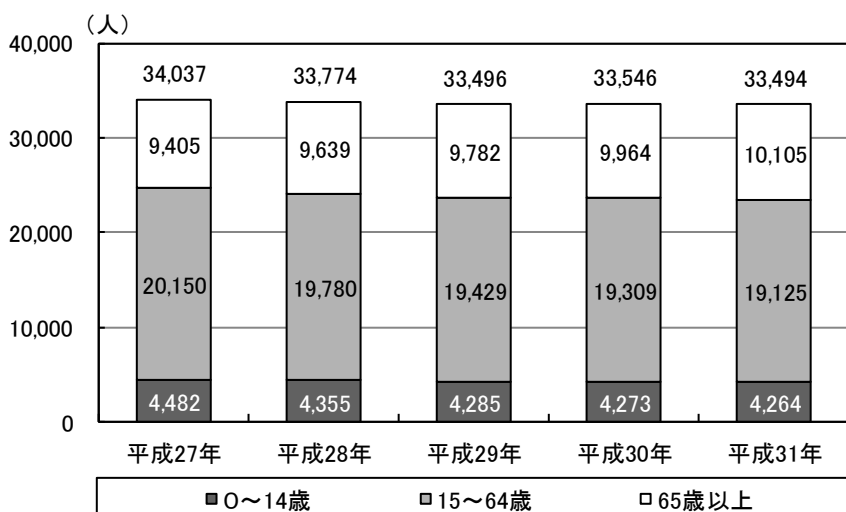
また、年齢3区分別人口についてみると、65歳以上人口は年々増加している一方、0～14歳人口、15～64歳人口は年々減少しており、平成31年には高齢化率が3割となっています。

■総人口の推移



資料：住民基本台帳(各年3月31日)

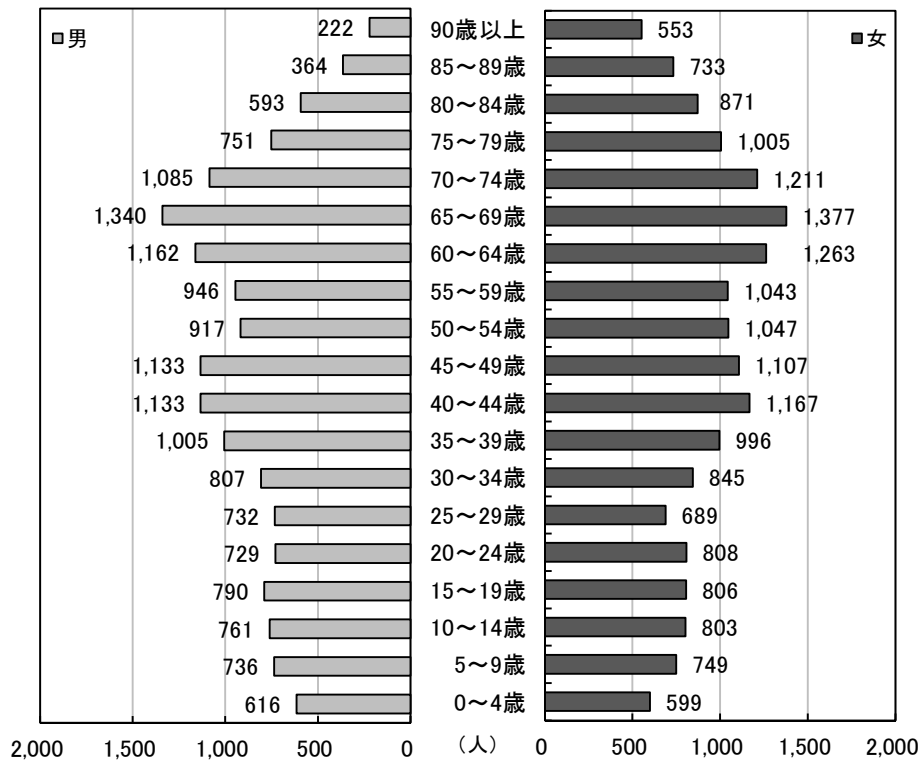
■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳(各年3月31日)

人口ピラミッドについてみると、男女とも65～69歳が最も多く、次いで、60～64歳が多くなっています。

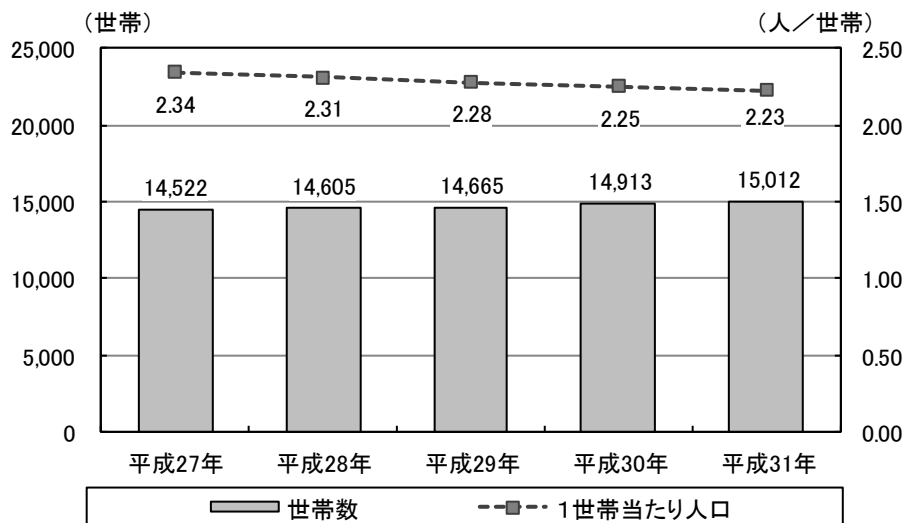
■人口ピラミッド



資料:住民基本台帳(平成31年3月31日)

世帯の状況についてみると、世帯数は増加傾向にあるものの、1世帯当たり人口は減少し続けており、核家族化の進行がみられます。

■世帯数と1世帯当たり人口の推移

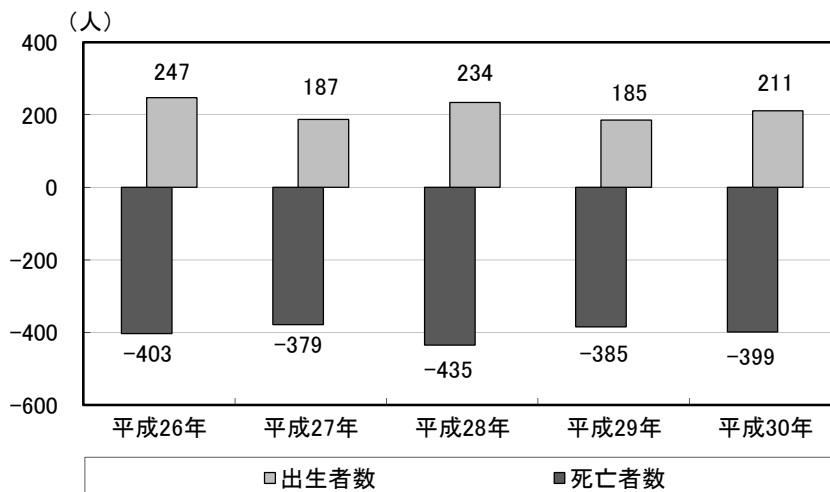


資料:東温市統計調査(男女別人口・世帯数)(各年4月1日)

(2) 自然動態と社会動態

自然動態についてみると、出生者数、死亡者数ともに増減を繰り返しながら推移していますが、いずれの年も死亡者数が出生者数を上回る自然減となっています。

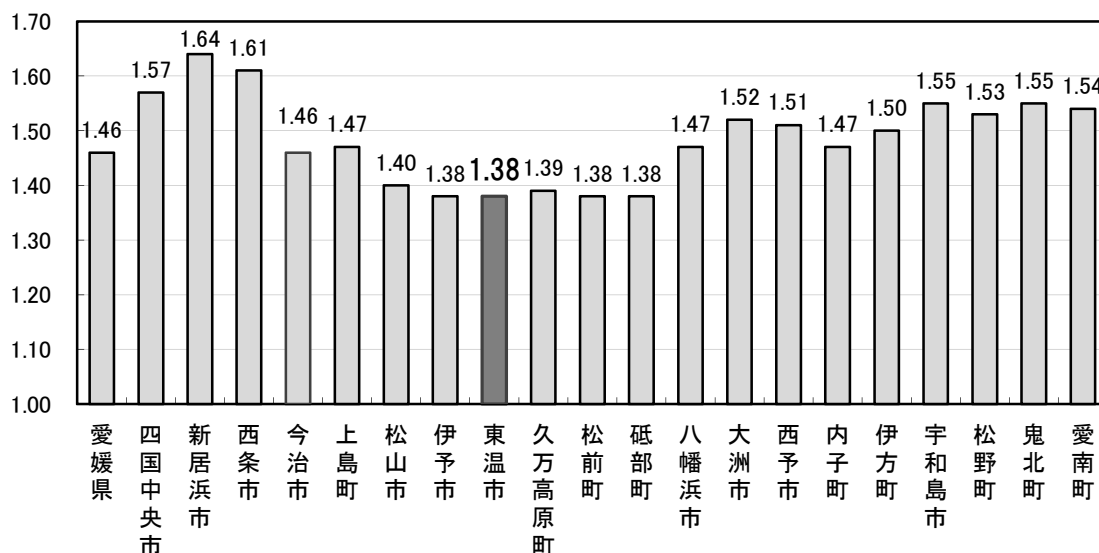
■自然動態



資料: 人口動態統計調査

市町村別合計特殊出生率についてみると、愛媛県の 1.46 を下回っており、県内他市町と比較しても、最も低い 1.38 となっています。

■市町村別合計特殊出生率(平成 24~28 年) ※ベイズ推定値

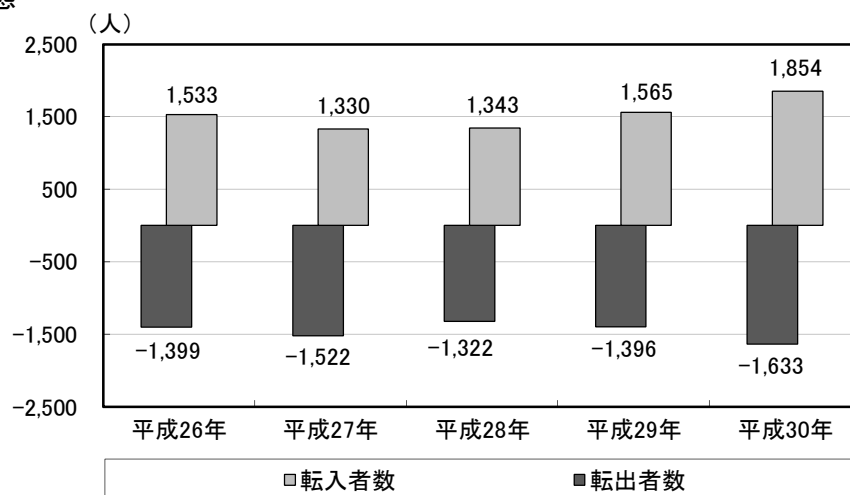


資料: 「合計特殊出生率地域別レポート」(愛媛県 平成 30 年 3 月)
 出生数: 平成 24~28 年の合計(人口動態調査) / 女性人口: 平成 25~29 年の合計(住民基本台帳)

※ベイズ推定値: 対象の市区町村と同質と考えられる周辺地域(二次医療圏)のデータを組み合わせて推計することにより、データの不安定性を緩和し、安定的な推定を行うもの。

社会動態についてみると、転出者数が平成 29 年以降増加しているものの、転入者数においても平成 28 年以降増加傾向となっており、転入者数が転出者数を上回る社会増となっています。

■社会動態



資料：人口動態統計調査

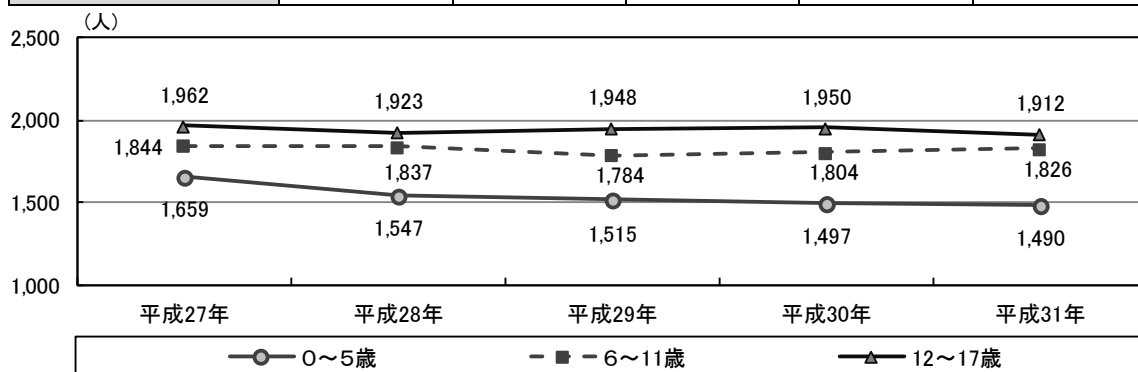
(3) 0～17歳人口の状況

0～17歳人口についてみると、全体的に概ね減少傾向にあります。6～11歳人口、12～17歳人口が増減を繰り返しながら推移している一方、0～5歳人口は減少し続けています。

■0～17歳人口の推移

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	260	184	218	208	196
1歳	255	261	199	236	244
2歳	263	258	267	220	259
3歳	290	274	265	273	240
4歳	280	287	278	273	276
5歳	311	283	288	287	275
6歳	282	310	277	293	300
7歳	311	282	305	296	302
8歳	295	314	279	309	297
9歳	311	296	315	289	311
10歳	321	312	295	321	293
11歳	324	323	313	296	323
12歳	336	325	328	319	302
13歳	310	336	324	329	316
14歳	333	310	334	324	330
15歳	329	333	313	337	320
16歳	299	320	333	306	338
17歳	355	299	316	335	306
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～5歳(就学前)	1,659	1,547	1,515	1,497	1,490
6～11歳(小学生)	1,844	1,837	1,784	1,804	1,826
12～17歳(中・高校生)	1,962	1,923	1,948	1,950	1,912
小計	5,465	5,307	5,247	5,251	5,228



資料:住民基本台帳(各年3月31日)

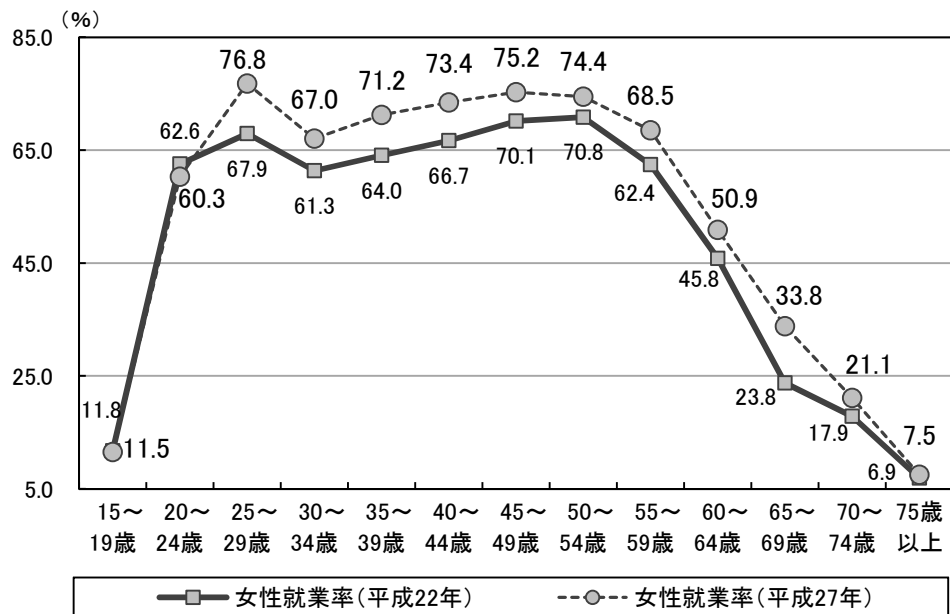
2 女性の就業状況

(1) 女性就業率の推移

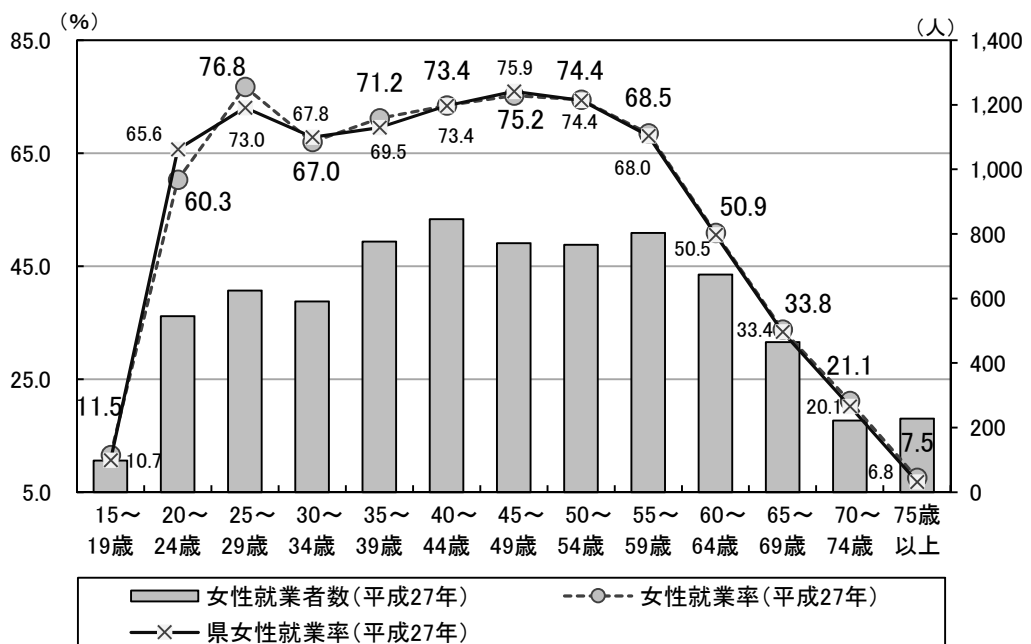
女性就業率について平成22年と平成27年を比較すると、平成27年では15～19歳、20～24歳を除く年代において、平成22年を上回っています。

また、平成27年の女性就業率について愛媛県と比較すると、20～24歳、30～34歳、45～49歳を除く年代において、県を上回っています。

■平成22年-平成27年 東温市女性就業率経年比較



■平成27年 東温市-愛媛県女性就業率比較

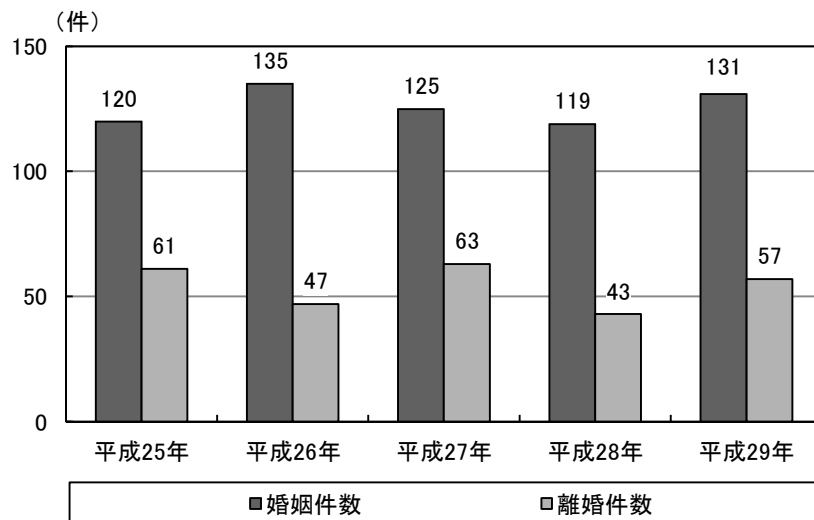


資料:国勢調査

(2) 婚姻と離婚の動向

婚姻件数と離婚件数についてみると、ともに増減を繰り返しながら推移しており、平成 29 年では婚姻件数が 131 件、離婚件数が 57 件となっています。

■婚姻件数と離婚件数の推移



資料:人口動態調査

3 将来推計人口

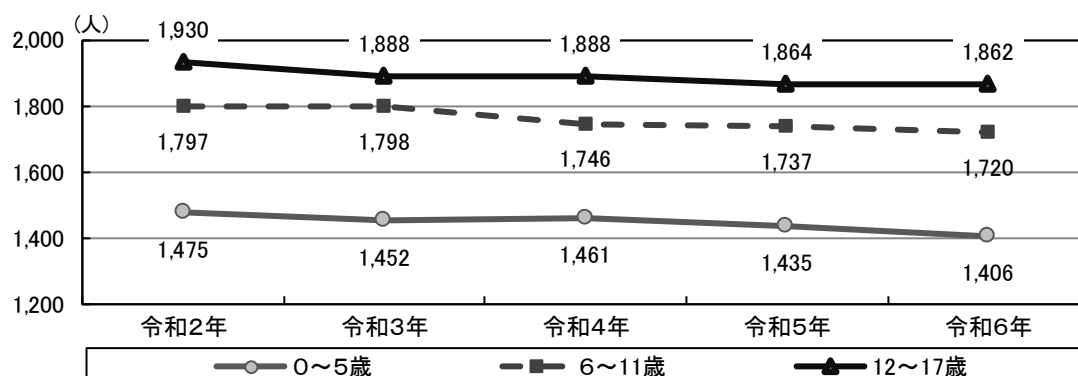
(1) 将来推計0～17歳人口の状況

■0～17歳人口の将来推計人口【東温市全体】

(単位:人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	210	208	206	203	200
1歳	213	228	226	224	221
2歳	258	226	241	240	237
3歳	271	270	236	252	251
4歳	243	274	274	239	255
5歳	280	246	278	277	242
6歳	278	282	248	281	280
7歳	307	283	288	254	286
8歳	303	308	285	289	255
9歳	301	307	311	288	293
10歳	314	303	309	314	290
11歳	294	315	305	311	316
12歳	328	299	320	309	315
13歳	301	327	298	319	308
14歳	316	301	327	298	319
15歳	331	317	302	327	298
16歳	316	328	314	298	324
17歳	338	316	327	313	298
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～5歳(就学前)	1,475	1,452	1,461	1,435	1,406
6～11歳(小学生)	1,797	1,798	1,746	1,737	1,720
12～17歳(中・高校生)	1,930	1,888	1,888	1,864	1,862
小計	5,202	5,138	5,095	5,036	4,988

資料:コーホート変化率法による人口推計
 ※端数処理の関係上、3地区の合算値と市全体の数値が一致しない場合があります。

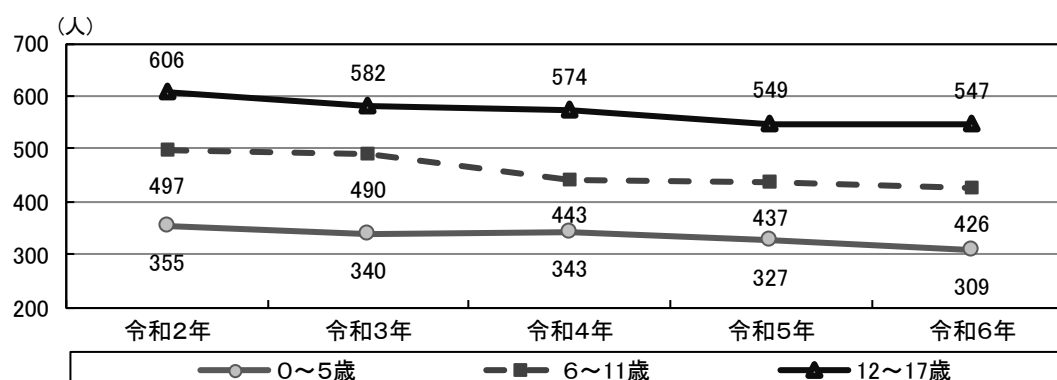


■0～17歳人口の将来推計人口【川上、東谷、西谷小学校区】

(単位:人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	50	48	47	46	45
1歳	41	54	53	52	50
2歳	66	42	55	54	52
3歳	70	70	44	58	57
4歳	54	71	71	45	59
5歳	74	55	73	72	46
6歳	62	75	55	73	73
7歳	80	63	76	56	73
8歳	85	81	63	76	56
9歳	81	85	82	64	77
10歳	105	82	86	83	65
11歳	84	104	81	85	82
12歳	105	84	104	81	85
13歳	94	104	84	103	81
14歳	88	94	104	83	103
15歳	104	87	93	103	83
16歳	110	102	86	92	102
17歳	105	111	103	87	93
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～5歳(就学前)	355	340	343	327	309
6～11歳(小学生)	497	490	443	437	426
12～17歳(中・高校生)	606	582	574	549	547
小計	1,458	1,412	1,360	1,313	1,282

資料:コーホート変化率法による人口推計

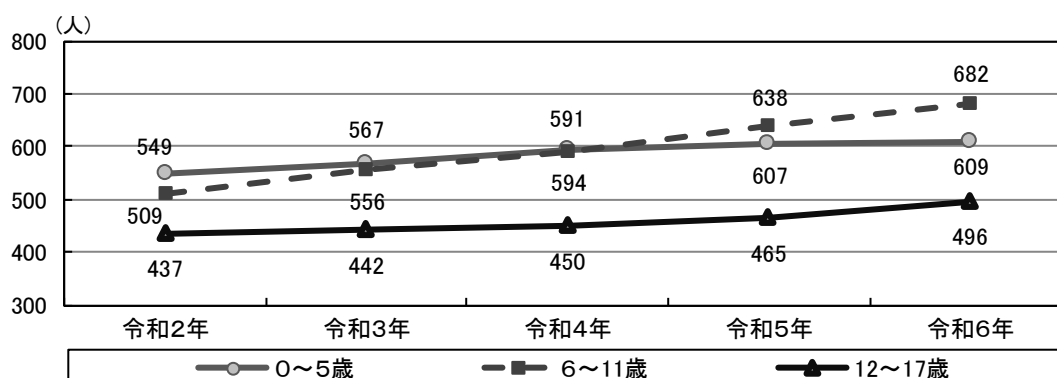


■0～17歳人口の将来推計人口【北吉井小学校区】

(単位:人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	70	72	73	74	76
1歳	94	85	87	89	90
2歳	100	106	96	98	100
3歳	98	109	115	104	107
4歳	87	102	114	120	108
5歳	100	93	109	122	128
6歳	95	107	100	117	131
7歳	91	99	113	106	124
8歳	95	92	100	113	106
9歳	79	98	94	102	116
10歳	77	81	101	97	106
11歳	72	79	83	103	99
12歳	83	76	83	87	108
13歳	59	84	77	84	88
14歳	77	58	83	76	83
15歳	72	77	58	83	76
16歳	74	73	77	58	83
17歳	72	74	72	77	58
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～5歳(就学前)	549	567	594	607	609
6～11歳(小学生)	509	556	591	638	682
12～17歳(中・高校生)	437	442	450	465	496
小計	1,495	1,565	1,635	1,710	1,787

資料:コーホート変化率法による人口推計

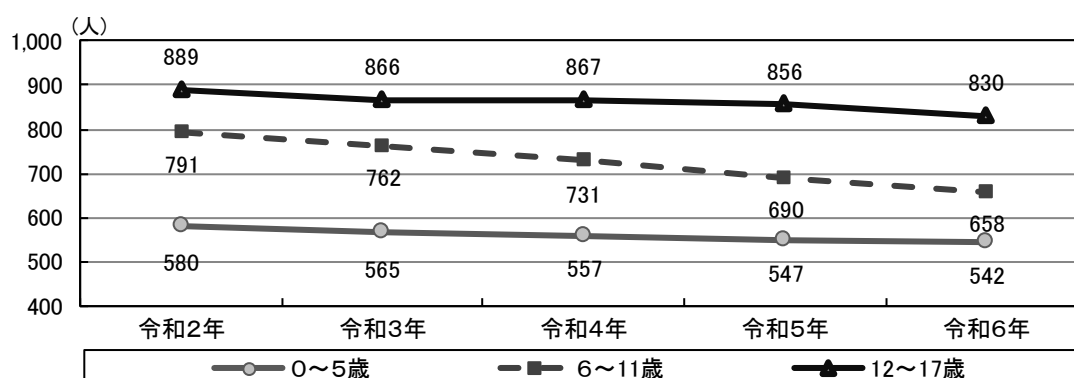


■0～17歳人口の将来推計人口【南吉井、拝志、上林小学校区】

(単位:人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	92	91	90	87	85
1歳	81	92	91	90	88
2歳	94	85	96	95	94
3歳	103	95	85	97	96
4歳	102	102	94	85	96
5歳	108	100	101	93	83
6歳	123	105	98	98	90
7歳	135	124	107	99	99
8歳	123	136	124	107	99
9歳	140	124	137	125	107
10歳	132	140	124	136	125
11歳	138	133	141	125	138
12歳	140	139	134	142	126
13歳	149	140	139	134	141
14歳	151	150	141	140	135
15歳	156	153	151	142	141
16歳	132	153	150	149	139
17歳	161	131	152	149	148
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～5歳(就学前)	580	565	557	547	542
6～11歳(小学生)	791	762	731	690	658
12～17歳(中・高校生)	889	866	867	856	830
小計	2,260	2,193	2,155	2,093	2,030

資料:コーホート変化率法による人口推計



4 教育・保育の状況

(1) 教育（1号認定）

教育（1号認定）について、第1期では市全体及び各地区において各年度とも実績が見込みを下回って推移しています。令和元年度では見込みが403人に対し、実績が335人となっています。

■市全体

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み	427	422	407	407	403
実績	352	321	328	335	335
見込み-実績	75	101	79	72	68

注)以降「教育・保育の状況」における令和元年度の実績については、令和2年2月1日時点での実績見込みとなります。

■A区域 [川上・東谷・西谷小学校区]

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み	129	126	119	123	120
実績	127	105	117	114	114
見込み-実績	2	21	2	9	6

■B区域 [北吉井小学校区]

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み	112	117	111	110	107
実績	104	97	98	107	107
見込み-実績	8	20	13	3	0

■C区域 [南吉井・拝志・上林小学校区]

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み	186	179	177	174	176
実績	121	119	113	114	114
見込み-実績	65	60	64	60	62

(2) 保育（2号認定）

保育（2号認定）について、第1期ではB区域がいずれの年度も実績が見込みを上回って推移しています。市全体では平成29年度に実績が見込みを上回っています。令和元年度では見込みが367人に対し、実績が348人と実績が見込みを下回っています。

■市全体

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み	389	380	369	368	367
実績	367	374	382	368	348
見込み-実績	22	6	▲13	0	19

■A区域 [川上・東谷・西谷小学校区]

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み	103	101	95	98	96
実績	90	96	83	82	68
見込み-実績	13	5	12	16	28

■B区域 [北吉井小学校区]

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み	73	76	72	72	70
実績	86	85	101	88	87
見込み-実績	▲13	▲9	▲29	▲16	▲17

■C区域 [南吉井・拝志・上林小学校区]

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み	213	203	202	198	201
実績	191	193	198	198	193
見込み-実績	22	10	4	0	8

(3) 保育（3号認定）

保育（3号認定）について、第1期では区域によって実績が見込みを上回って推移した年度もあります。市全体では平成29年度に実績が見込みを下回っています。令和元年度では見込みが271人に対し、実績が312人と実績が見込みを上回っています。

■市全体

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み	283	282	278	276	271
実績	285	287	258	283	312
見込み-実績	▲2	▲5	20	▲7	▲41

■A区域 [川上・東谷・西谷小学校区]

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み	56	55	54	53	52
実績	48	45	44	53	50
見込み-実績	8	10	10	0	2

■B区域 [北吉井小学校区]

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み	79	76	74	74	72
実績	78	70	58	61	90
見込み-実績	1	6	16	13	▲18

■C区域 [南吉井・拝志・上林小学校区]

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み	148	151	150	149	147
実績	159	172	156	169	172
見込み-実績	▲11	▲21	▲6	▲20	▲25

5 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業（延長保育事業）について、第1期ではいずれの年度も実績が見込みを上回って推移しており、令和元年度における市全体では見込みが102人に対し、実績が205人となっています。A区域では、令和元年度の見込みが20人に対し、実績が33人となっています。B区域では、令和元年度の見込みが32人に対し、実績が73人となっています。C区域では、令和元年度の見込みが50人に対し、実績が99人となっています。

■市全体

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み	108	107	105	103	102
実績	227	240	218	216	205
見込み-実績	▲119	▲133	▲113	▲113	▲103

注)以降「地域子ども・子育て支援事業の状況」における令和元年度の実績については、令和2年2月1日時点での実績見込みとなります。

■A区域 [川上・東谷・西谷小学校区]

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み	21	21	20	20	20
実績	52	54	36	43	33
見込み-実績	▲31	▲33	▲16	▲23	▲13

■B区域 [北吉井小学校区]

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み	35	35	34	33	32
実績	52	63	69	53	73
見込み-実績	▲17	▲28	▲35	▲20	▲41

■C区域 [南吉井・拝志・上林小学校区]

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み	52	51	51	50	50
実績	123	123	113	120	99
見込み-実績	▲71	▲72	▲62	▲70	▲49

(2) 放課後児童クラブ（学童保育）

放課後児童クラブについて、第1期では低学年において実績が見込みを上回り、令和元年度では見込みが230人に対し、実績が384人となっています。高学年においては平成30年度までは実績が見込みを下回って推移していましたが、令和元年度では見込みが118人に対し、実績が135人と実績が見込みを上回っています。

■放課後児童クラブ(学童保育)

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
低学年	見込み	239	234	242	235	230
	実績	261	313	305	351	384
	見込み-実績	▲22	▲79	▲63	▲116	▲154
高学年	見込み	120	117	118	117	118
	実績	0	80	98	106	135
	見込み-実績	120	37	20	11	▲17

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用状況

子育て短期支援事業について、第1期では見込み・実績ともにありません。

■子育て短期支援事業(ショートステイ)

(単位:人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み	0	0	0	0	0	0
実績	0	0	0	0	0	0
見込み-実績	0	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業について、第1期では平成30年度までは実績が見込みを下回って推移していましたが、令和元年度では見込みが991回に対し、実績が1,002回と実績が見込みを上回っています。

■地域子育て支援拠点事業

(単位:回)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み	1,026	1,035	1,021	1,005	991	
実績	1,024	988	992	975	1,002	
見込み-実績	2	47	29	30	▲11	

(5) 一時預かり事業

一時預かり事業について、第1期では「幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり」は平成29年度までは見込みが実績を上回って推移していましたが、平成30年度以降実績が見込みを上回って推移しています。令和元年度では見込みが11,495人日に対し、実績が20,342人日となっています。

■一時預かり事業<幼稚園>

(単位:人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み	12,481	11,890	11,783	11,388	11,495
実績	2,934	3,610	9,337	17,705	20,342
見込み-実績	9,547	8,280	2,446	▲6,317	▲8,847

■一時預かり事業<幼稚園以外>

(単位:人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み	1,404	1,373	1,357	1,323	1,320
実績	1,429	2,148	1,708	2,170	1,372
見込み-実績	▲25	▲775	▲351	▲847	▲52

(6) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業について、第1期ではいずれの年度も実績が見込みを上回っており、令和元年度では見込みが305人日に対し、実績が588人日となっています。

■病児・病後児保育事業

(単位:人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み	330	323	313	305	305
実績	451	414	515	499	588
見込み-実績	▲121	▲91	▲202	▲194	▲283

(7) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業について、第1期では平成29年度以降、実績が見込みを上回って推移しており、令和元年度では見込みが902人日に対し、実績が1,200人日となっています。

■ファミリー・サポート・センター事業 (単位:人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み	959	938	927	904	902
実績	532	868	1,010	1,305	1,200
見込み-実績	427	70	▲83	▲401	▲298

(8) 妊婦健診事業

妊婦健診事業について、第1期ではいずれの年度も実績が見込みを下回って推移しており、令和元年度では見込みが2,688人回に対し、実績が2,401人回となっています。

■妊婦健診事業 (単位:人回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み	2,844	2,796	2,748	2,712	2,688
実績	2,391	2,455	2,378	2,194	2,401
見込み-実績	453	341	370	518	287

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業について、第1期ではいずれの年度も実績が見込みを下回って推移しており、令和元年度では見込みが224件に対し、実績が196件となっています。

■乳児家庭全戸訪問事業 (単位:件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み	237	233	229	226	224
実績	197	225	196	202	196
見込み-実績	40	8	33	24	28

(10) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業について、第1期では平成29年度以降、実績が見込みを上回って推移しており、令和元年度では見込みが23件に対し、実績が80件となっています。

■養育支援訪問事業

(単位:件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み	24	24	23	23	23
実績	9	21	33	45	80
見込み-実績	15	3	▲10	▲22	▲57

(11) 利用者支援事業

利用者支援事業について、第1期では支援体制を強化するため、平成28年度から幼稚園長経験者等の専門員2名、補助員2名を配置し、窓口相談、施設・家庭訪問、関係機関との調整等を実施しています。

■利用者支援事業

(単位:か所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み	1	1	1	1	1
実績	1	1	1	1	1
見込み-実績	0	0	0	0	0

6 ニーズ調査結果からみる現状

(1) 調査の概要

①調査の目的

本調査は、「第2期東温市子ども・子育て支援事業計画」の策定に係る基礎資料として、保育ニーズや東温市の子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に実施しました。

②調査対象

●就学前児童：

住民基本台帳から市内在住の0歳から5歳までの子どもがいる世帯・保護者

●小学生児童：

住民基本台帳から市内在住の小学生（1年生から3年生）がいる世帯・保護者

③調査期間・方法

●調査期間：平成31年1月7日（月）～平成31年1月21日（月）

●調査方法：

就学前児童：郵送による配布・回収

小学生児童：学校を通じて配布・回収

④回収結果

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	1,238 件	680 件	54.9%
小学生児童調査	905 件	662 件	73.1%
合計	2,143 件	1,342 件	62.6%

【参考：前回調査】

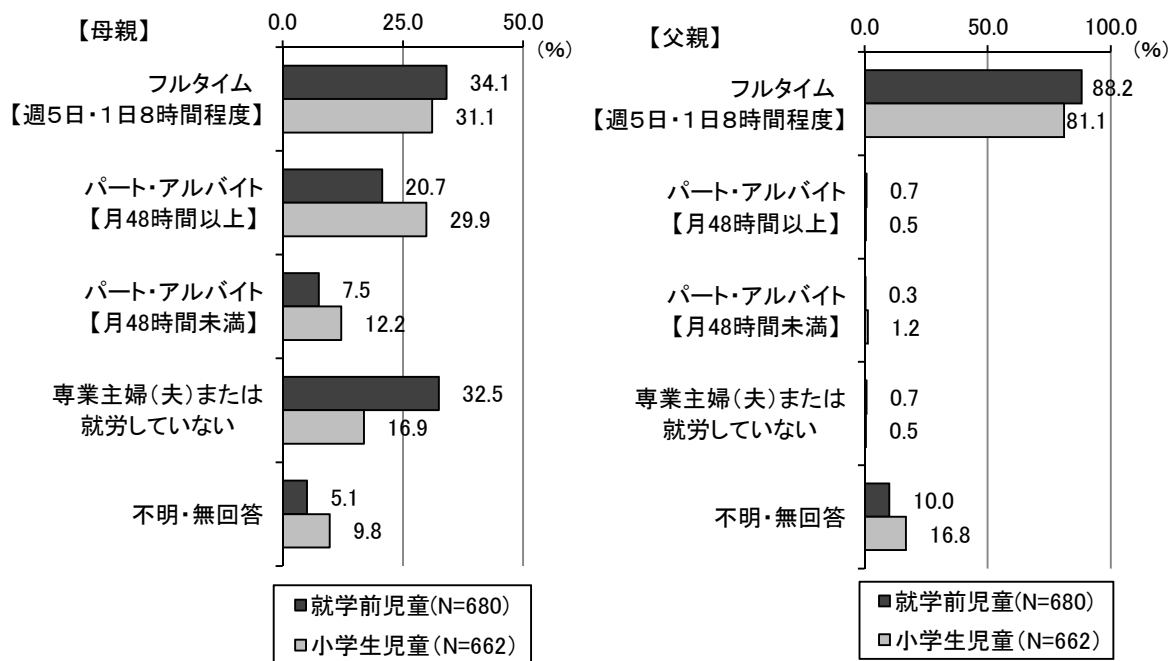
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	1,300 件	598 件	46.0%
小学生児童調査	310 件	116 件	37.4%
合計	1,610 件	714 件	44.3%

- ・回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ・複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ・図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

(2) 調査結果の概要

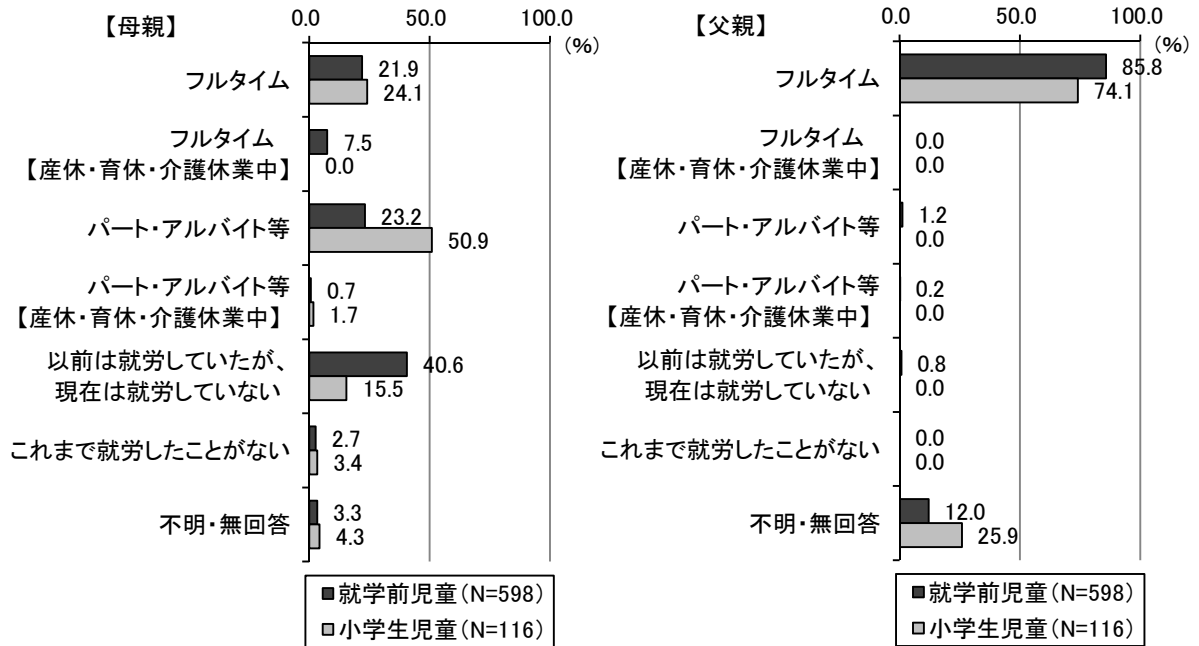
■保護者の就労状況について(就学前児童／小学生児童)

保護者の就労状況については、母親、父親ともに「フルタイム」が最も高くなっていますが、母親の割合は父親の2分の1以下となっています。また、就学前児童の母親は「フルタイム」とほぼ同じ割合で「専業主婦(夫)または就労していない」も高くなっています。



参考: 前回調査

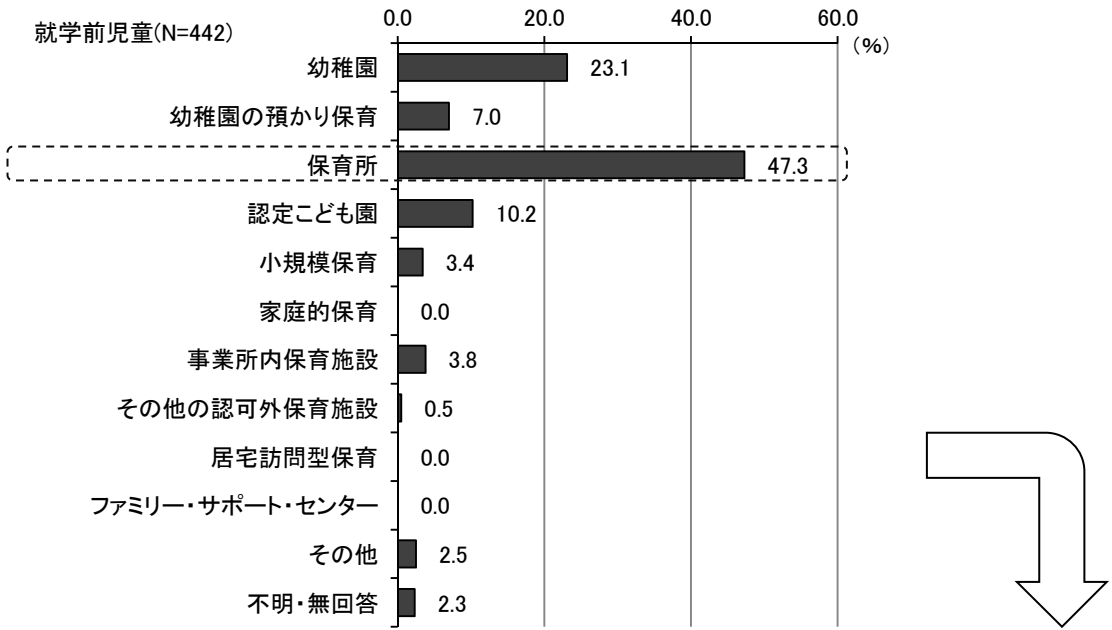
保護者の就労状況については、母親では就学前児童で「以前は就労していたが、現在は就労していない」が最も高く、小学生児童で「パート・アルバイト等」が最も高くなっています。



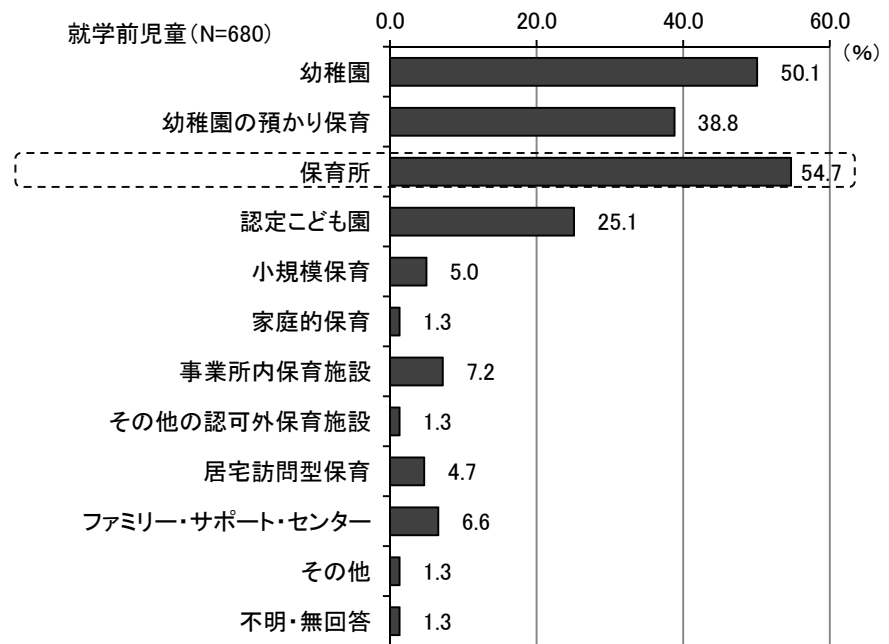
■ 保育所や幼稚園等を望むニーズについて(就学前児童)

平日、定期的にどのような教育・保育事業を利用しているかについてみると、「保育所」が47.3%と最も高く、次いで「幼稚園」が23.1%となっています。一方、現在利用している、利用していないにかかわらず、無償になった場合、平日の教育・保育事業として「定期的に」利用したいと考える事業についてみると、「保育所」が54.7%と最も高く、次いで「幼稚園」が50.1%となっています。

【現在の平日の教育・保育事業の利用状況】



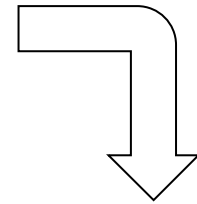
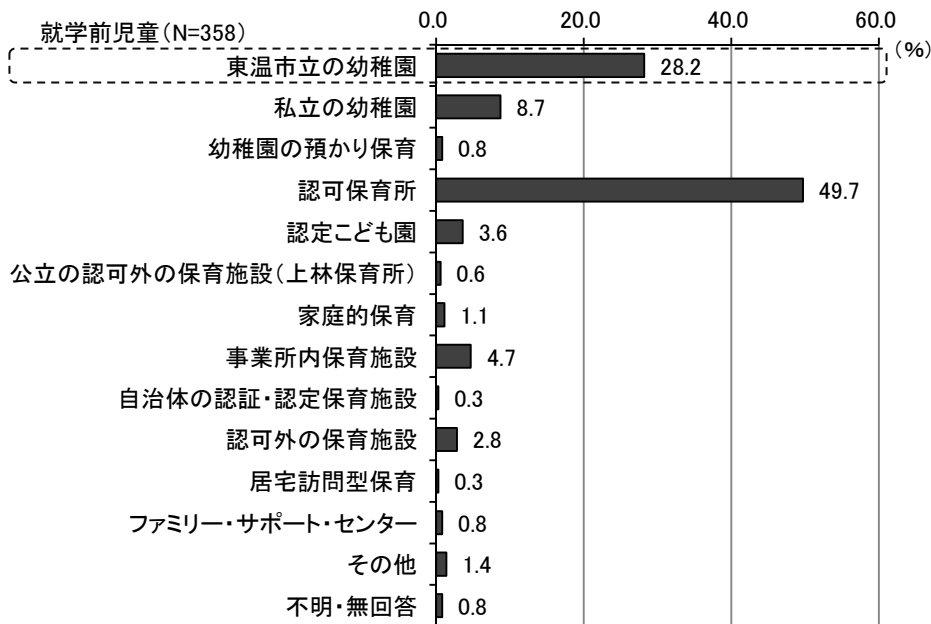
【今後の平日の教育・保育事業の利用希望】



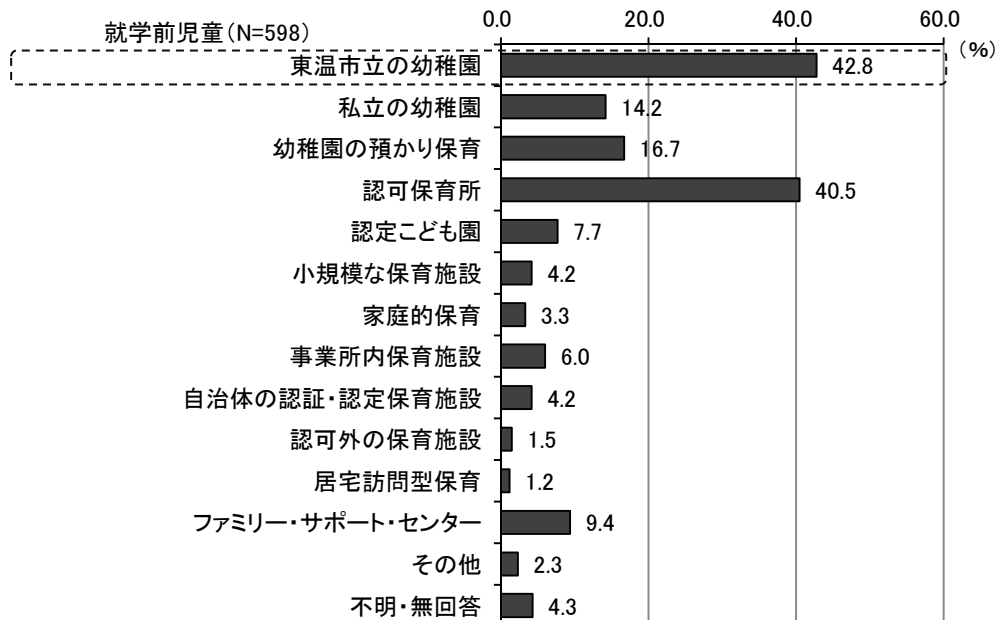
参考: 前回調査

平日に利用している教育・保育事業については、「認可保育所」と「東温市立の幼稚園」を利用されている方が多くなっています。それに対して、今後、平日に定期的に利用したいと考える教育・保育事業については、「東温市立の幼稚園」が最も高く、幼稚園ニーズが高まっています。

【現在の平日の教育・保育事業の利用状況】

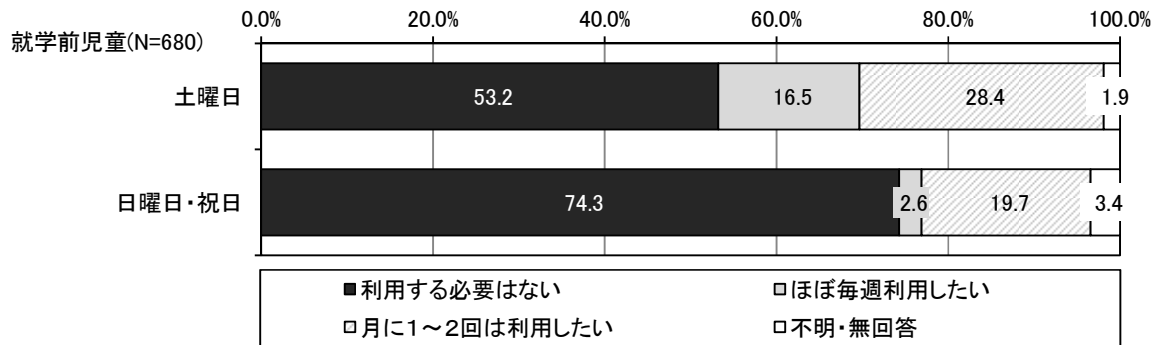


【今後の平日の教育・保育事業の利用希望】



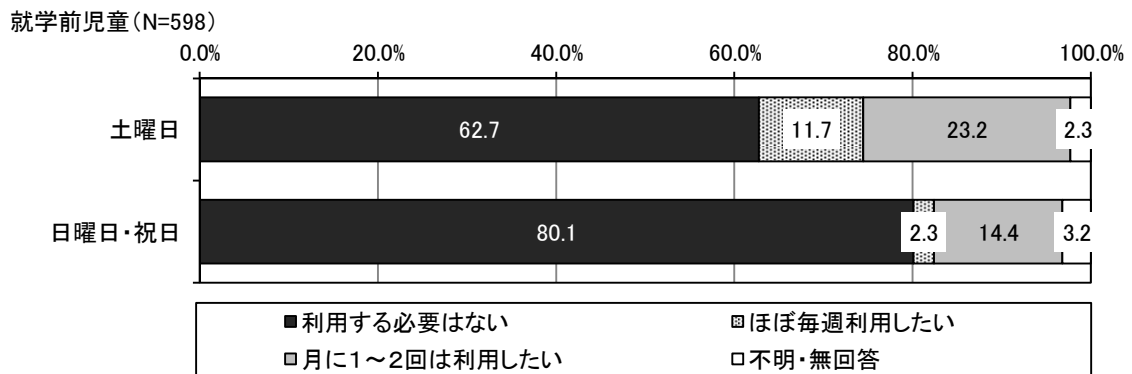
■土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向について(就学前児童)

土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望についてみると、「利用する必要はない」が土曜日で53.2%、日曜日・祝日で74.3%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が土曜日で28.4%、日曜日・祝日で19.7%となっています。



参考: 前回調査

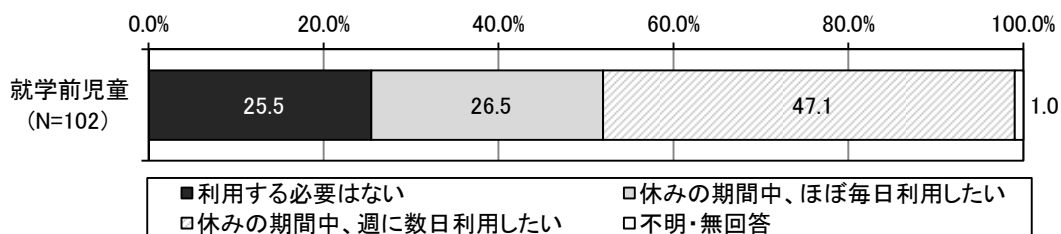
土曜日、日曜日・祝日ともに「利用する必要はない」がそれぞれ最も高くなっています。東温市の場合、現在は就労されていない母親の方が多く、土曜日、日曜日・祝日ともにニーズがあまりないことがわかります。



■長期休暇中(夏休み・冬休み等)の定期的な教育・保育事業の利用意向について(就学前児童)

※幼稚園を利用している方のみ

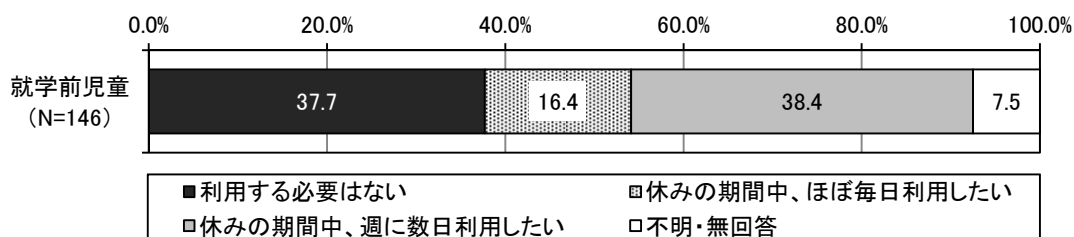
「幼稚園」を利用されている方の、長期休暇中の教育・保育事業の利用希望についてみると、「休みの期間中、週に数日利用したい」が 47.1%と最も高く、次いで「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が 26.5%となっています。



参考: 前回調査

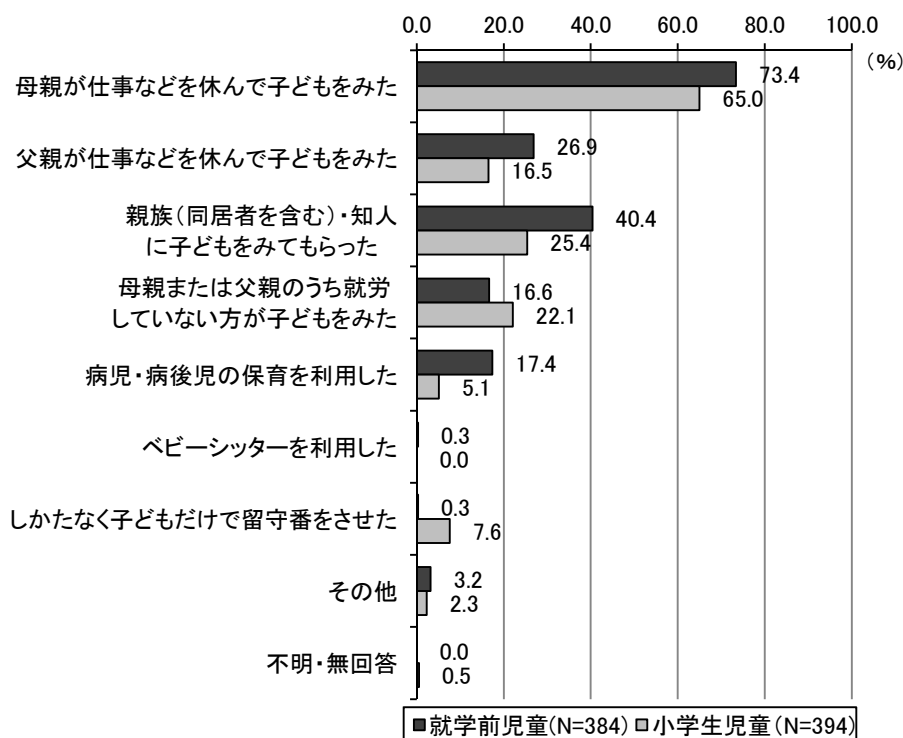
※幼稚園を利用している方のみ

幼稚園を利用されている方の、長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望については、「休みの期間中、週に数日利用したい」が最も高くなっています。



■病気の際の対処方法について(就学前児童／小学生児童)

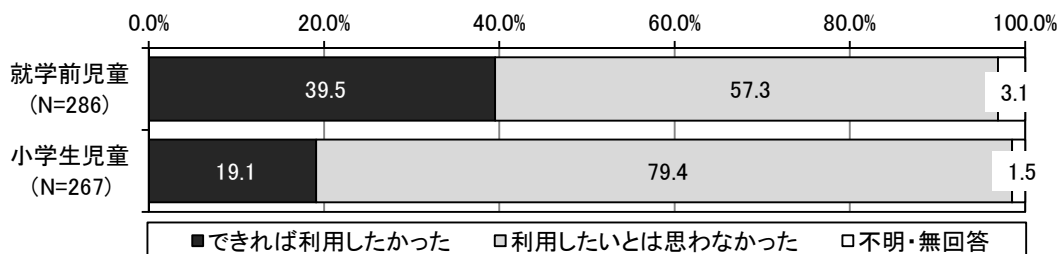
子どもが病気やケガで教育・保育事業が利用できなかったり、学校を休んだ場合の対処方法についてみると、「母親が仕事などを休んで子どもをみた」が就学前児童で 73.4%、小学生児童で 65.0%と最も高く、次いで、「親族(同居者を含む)・知人に子どもをみてもらった」が就学前児童で 40.4%、小学生児童で 25.4%となっています。



■病児・病後児保育事業の利用意向について(就学前児童／小学生児童)

※「母親が仕事などを休んで子どもをみた」「父親が仕事などを休んで子どもをみた」を選んだ方

母親または父親が休んだ方で、病児・病後児のための保育施設等の利用意向についてみると、「利用したいとは思わなかった」が就学前児童で 57.3%、小学生児童で 79.4%と「できれば利用したかった」を上回っています。



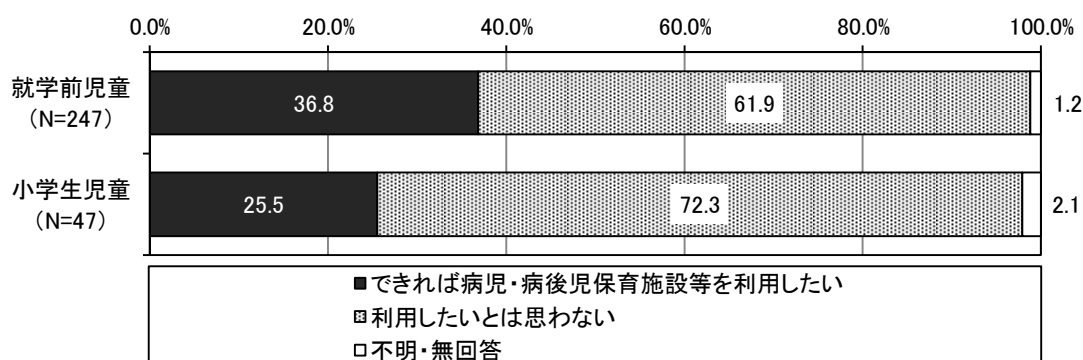
参考: 前回調査

病児・病後児保育事業については、「利用したいとは思わない」の割合が高く、共働き世帯の病気の際の対応については、どちらかの親が休む対応を取っていることが多くなっています。

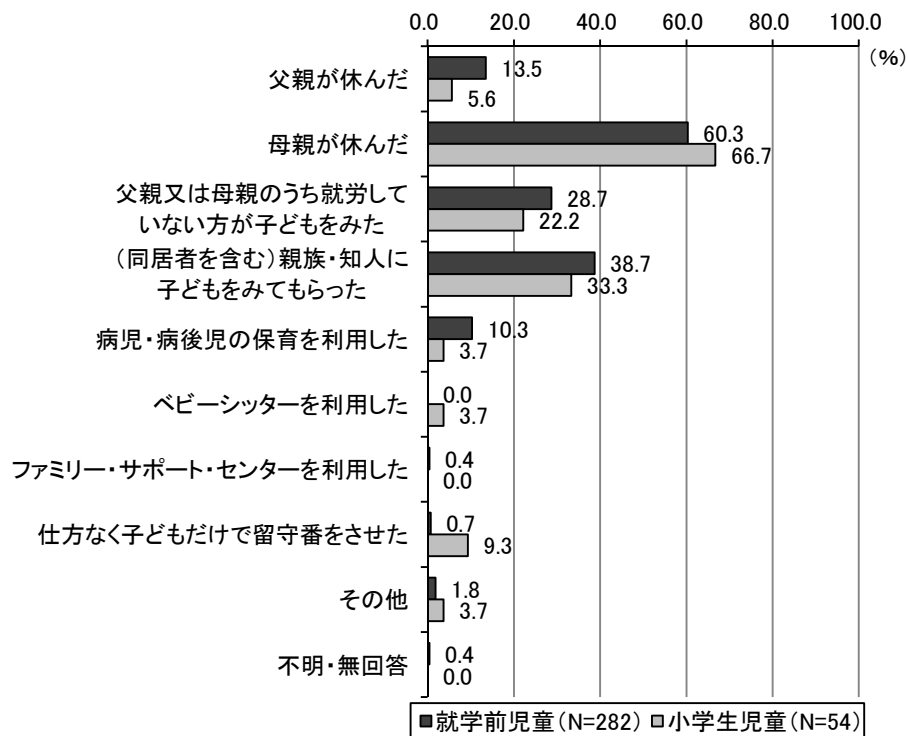
親が休む対応を取っている理由としては、他人に預けるのが不安と答えている方が多くなっています。一方で、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と答えた方は全体の約3割となっており、施設に預けたいと思われている方のニーズもあることが伺えます。

■「病児・病後児保育事業」の利用希望(就学前児童／小学生児童)

※「父親が休んだ」「母親が休んだ」「就労していない方が子どもをみた」を選んだ方



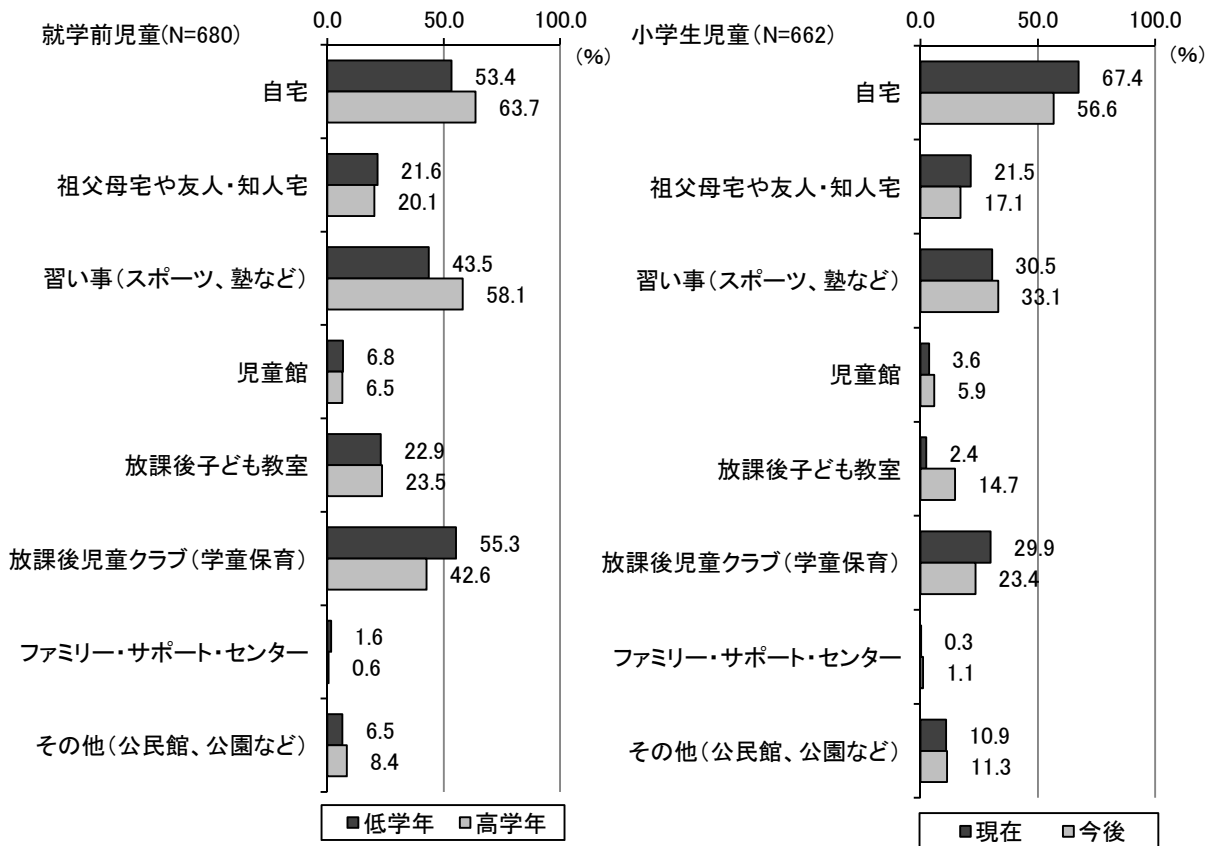
■病気の際の対処方法(就学前児童／小学生児童)



■放課後の過ごし方について(就学前児童／小学生児童)

就学前児童における小学校就学後、放課後の時間を過ごさせたいと思う場所についてみると、低学年(1～3年)は「放課後児童クラブ(学童保育)」が 55.3%と最も高く、次いで「自宅」が 53.4%となっています。高学年(4～6年)は「自宅」が 63.7%と最も高く、次いで「習い事(スポーツ、塾など)」が 58.1%となっています。

小学生児童における放課後、現在過ごしている場所、今後過ごしてほしいと思う希望場所についてみると、「自宅」が現在は 67.4%、今後は 56.6%と最も高く、次いで「習い事(スポーツ、塾など)」が現在は 30.5%、今後は 33.1%となっています。

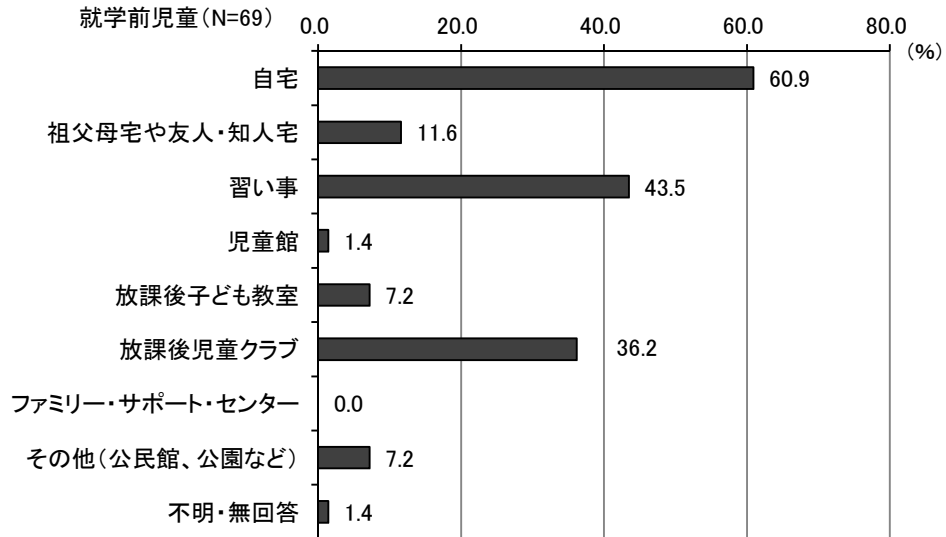


参考: 前回調査

放課後の過ごし方については、就学前児童の保護者と小学生児童の保護者で比べると、就学後の状況と就学前の希望で大きな違いがないことがわかります。しかしながら、「祖父母宅や友人・知人宅」で違いが出ていることがわかります。

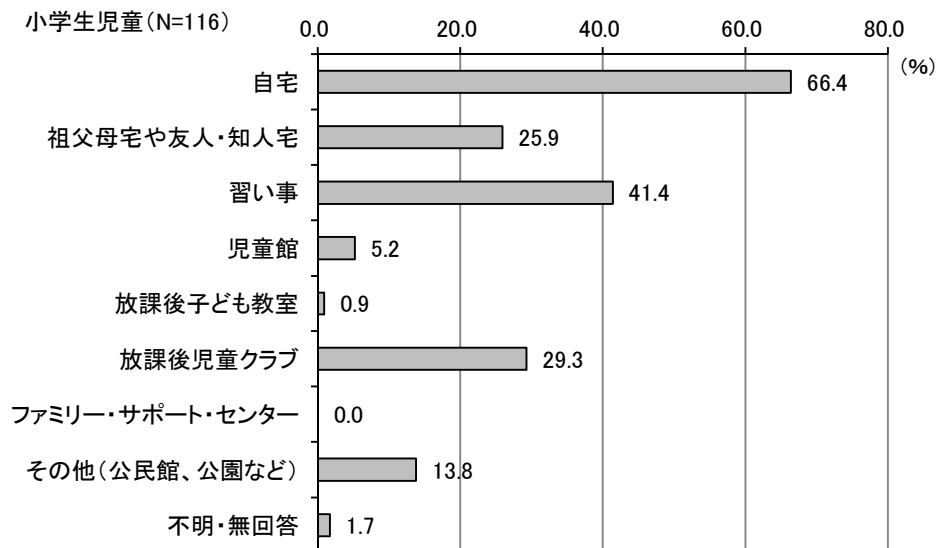
■放課後の時間を主にどのような場所で過ごさせたいか(就学前児童)

【小学校低学年】



■放課後の時間を主にどのような場所で過ごしているか(小学生児童)

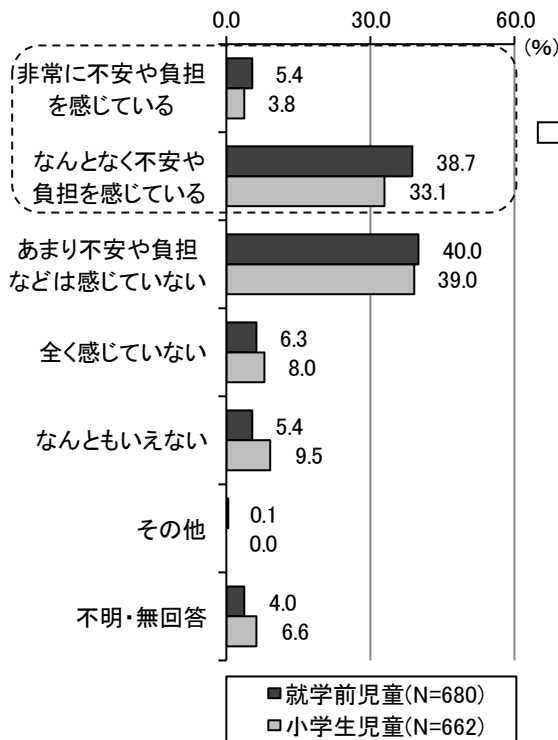
【小学校低学年】



■子育ての不安や負担について(就学前児童／小学生児童)

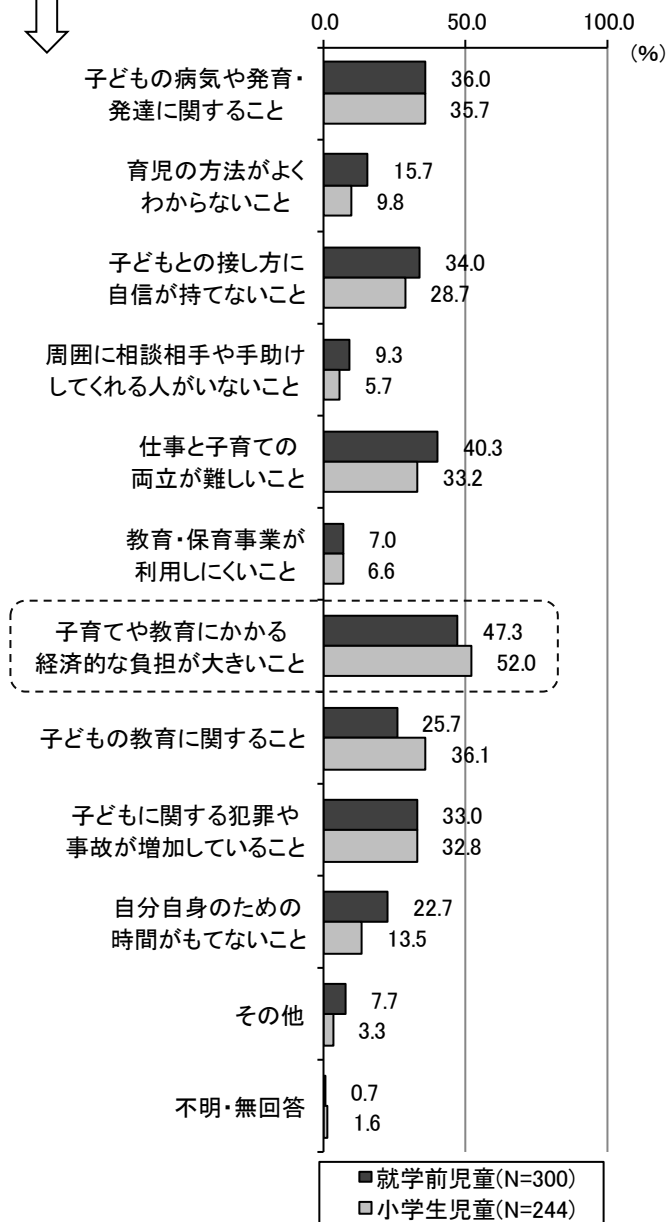
子育ての不安や負担については、「非常に不安や負担を感じている」と「なんとなく不安や負担を感じている」をみると半数近くの方が不安や負担を感じています。

理由としては、就学前児童は「子育てや教育にかかる経済的な負担が大きいこと」「仕事と子育ての両立が難しいこと」、小学生児童は「子育てや教育にかかる経済的な負担が大きいこと」「子どもの教育に関すること」が高くなっています。



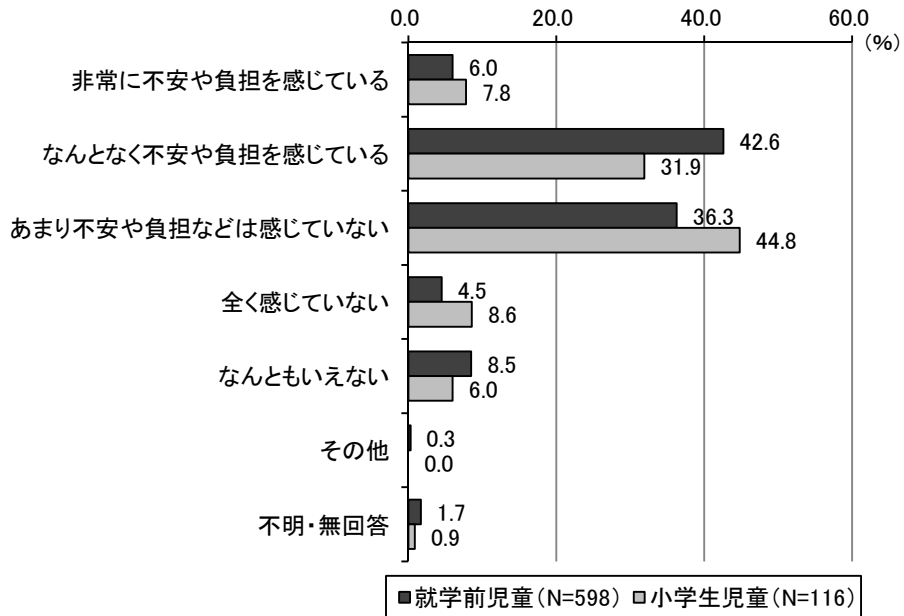
[不安や負担の内容]

※「非常に不安や負担を感じている」「なんとなく不安や負担を感じている」を選んだ方



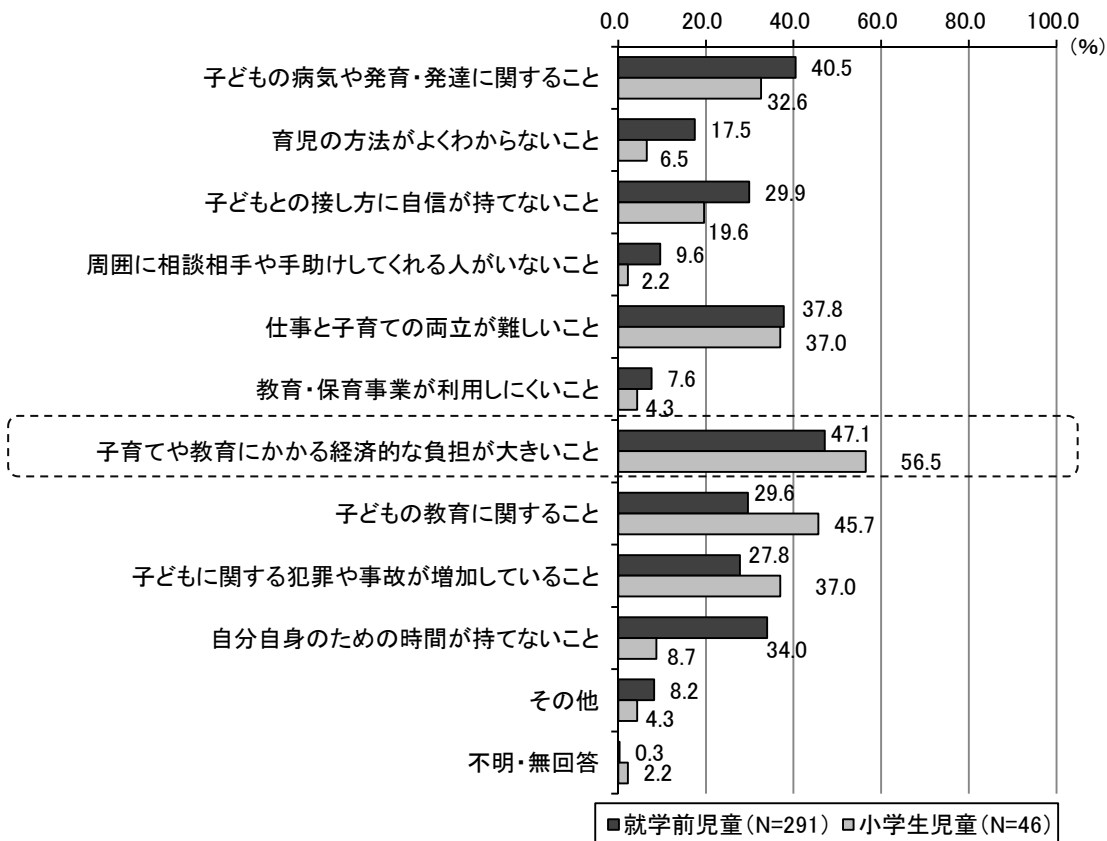
参考: 前回調査

子育ての不安や負担については、「非常に不安や負担を感じている」と「なんとなく不安や負担を感じている」をみると半数近くの方が不安や負担を感じています。理由としては、経済的な理由や教育、発達に関することの割合が高くなっています。



■不安や負担の内容

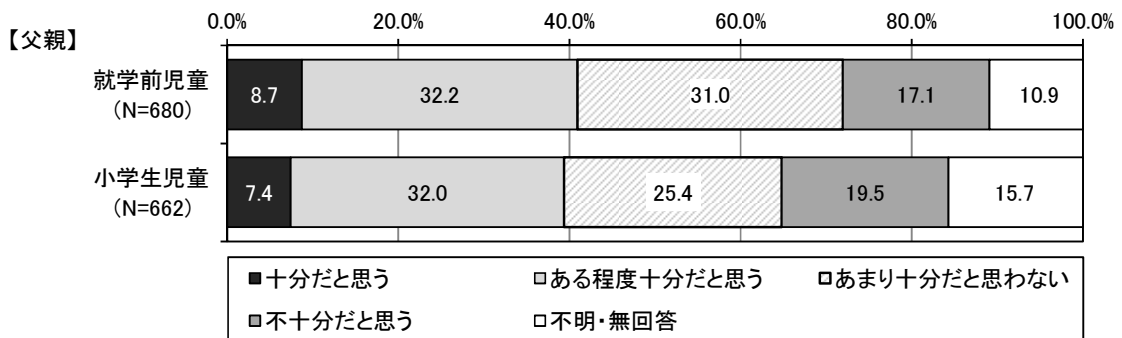
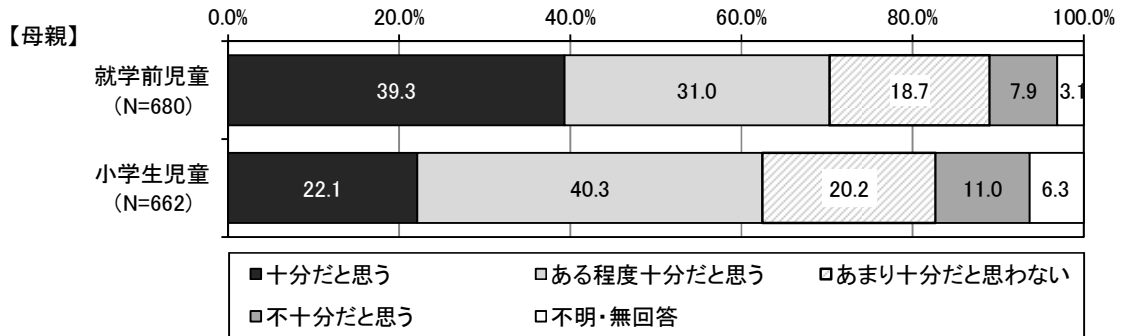
※「非常に不安や負担を感じている」「なんとなく不安や負担を感じている」を選んだ方



■子どもと過ごす時間について(就学前児童／小学生児童)

1日の中で子どもと過ごす時間は十分だと思うかについてみると、母親では『思う(「十分だと思う」と「ある程度十分だと思う」の合算)』が就学前児童は 70.3%、小学生児童は 62.4%と『思わない(「不十分だと思う」と「あまり十分だと思わない」の合算)』を上回っています。

一方、父親では『思う』が就学前児童は 40.9%、小学生児童は 39.4%と『思わない』を下回っています。

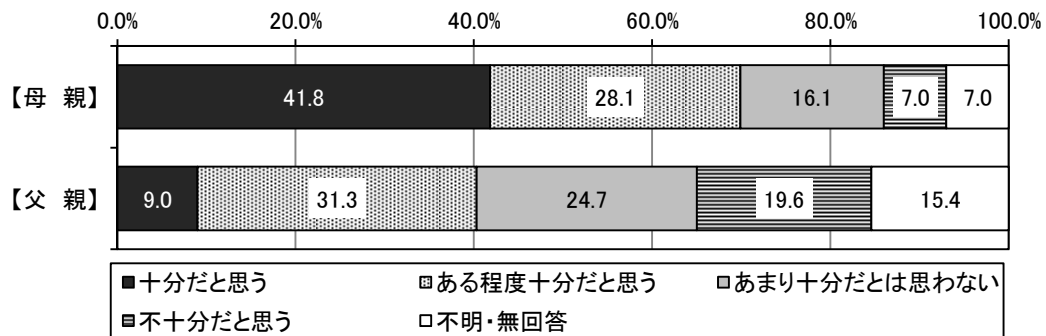


参考: 前回調査

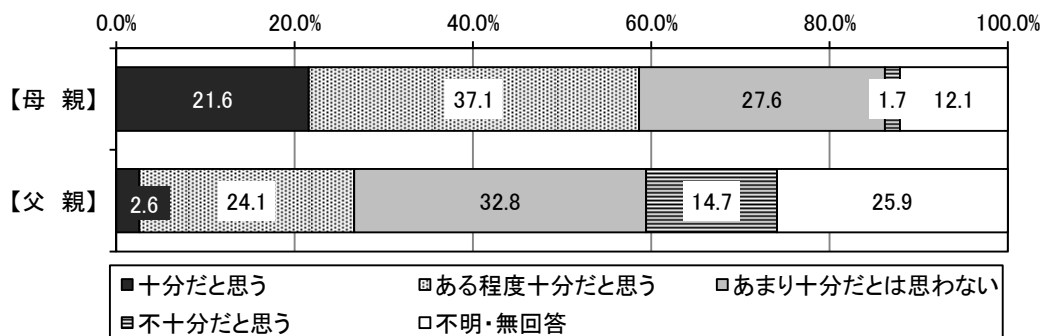
子どもと過ごす時間については、「十分だと思う」または「ある程度十分だと思う」と答えた方が半数以上おられる状況です。

しかしながら、母親に比べ、父親はフルタイムで働いている方も多く、子どもと過ごす時間が十分でないと思われる方の割合が高くなっています。

就学前児童(N=598)

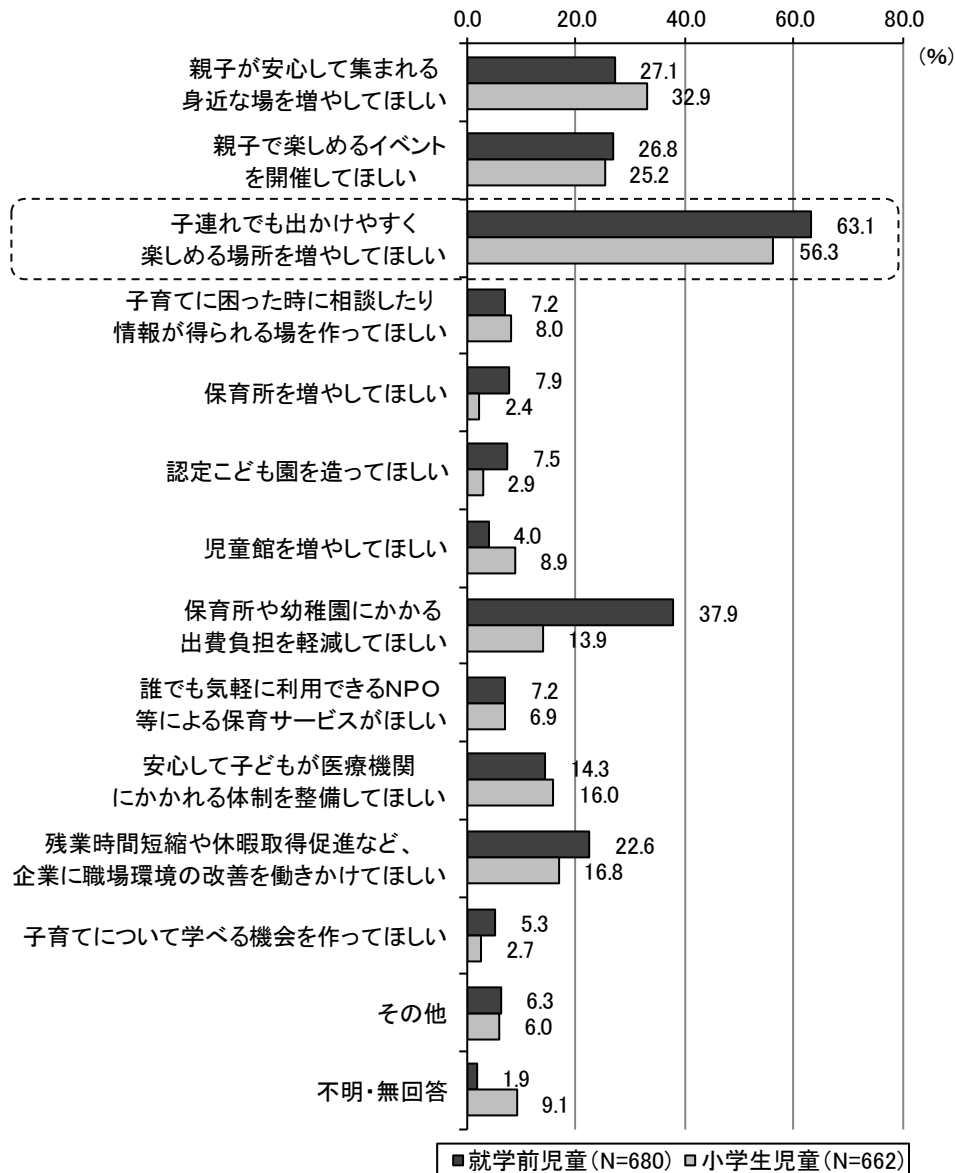


小学生児童(N=116)



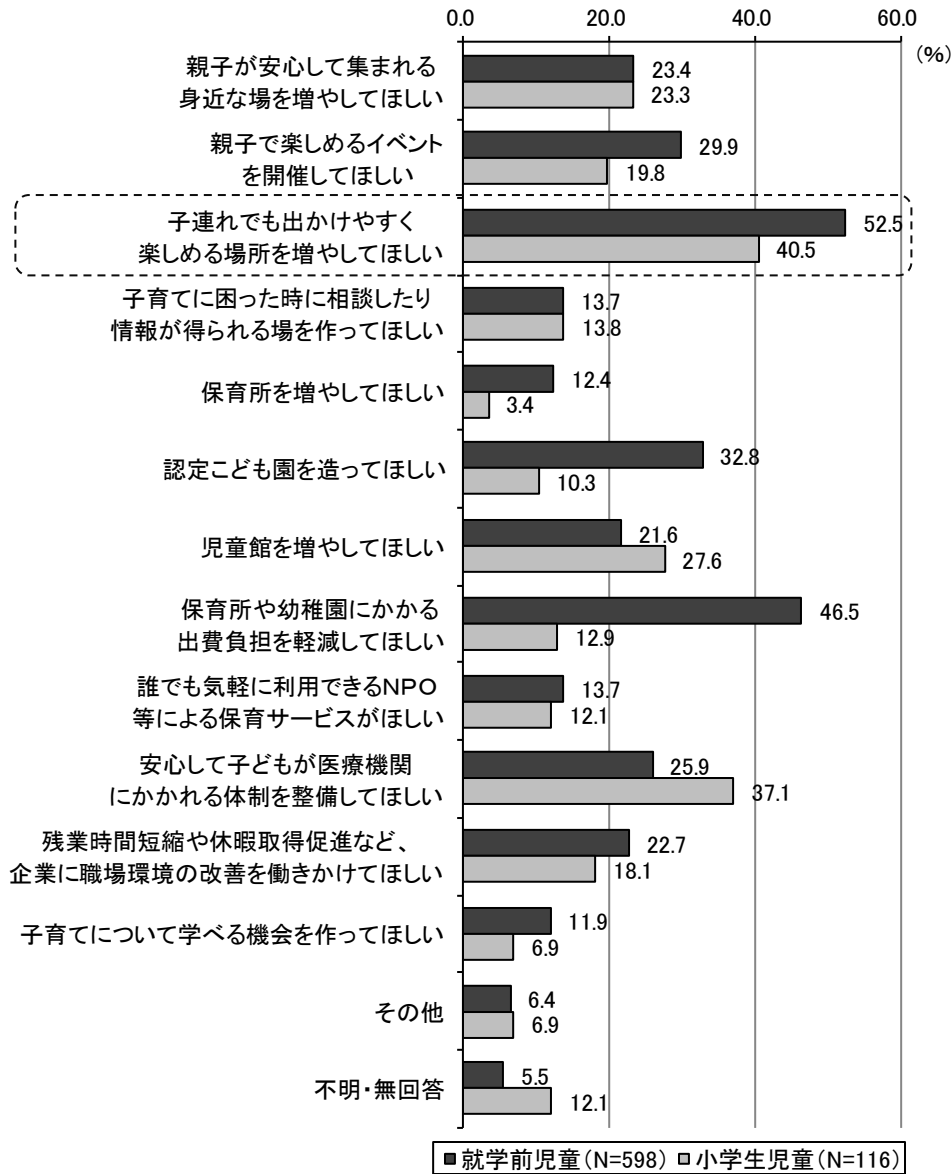
■行政サービスへの要望について(就学前児童／小学生児童)

東温市が今よりもっと子育てしやすいまちになるために重要なことについてみると、就学前児童は「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が63.1%と最も高く、次いで「保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい」が37.9%となっています。小学生児童は「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が56.3%と最も高く、次いで「親子が安心して集まれる身近な場を増やしてほしい」が32.9%となっています。



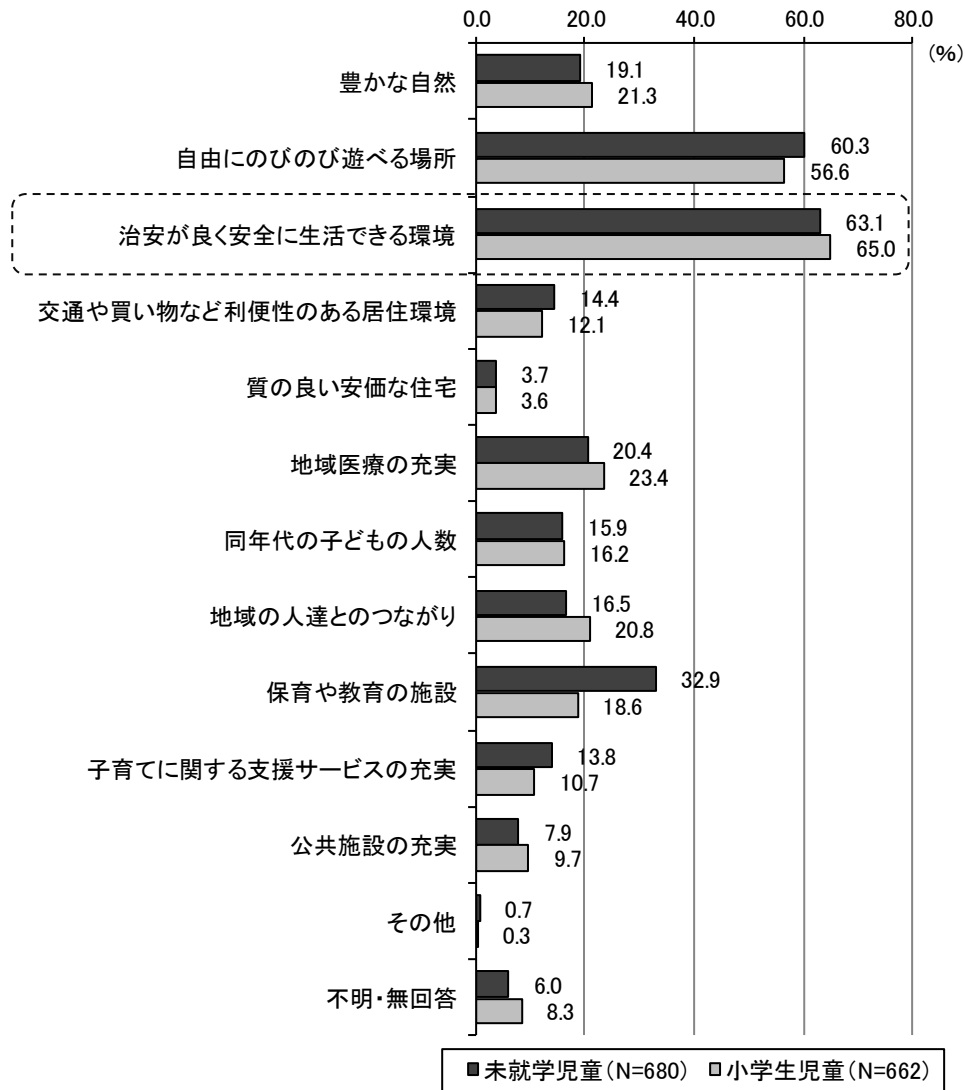
参考: 前回調査

充実を図ってほしい子育て支援の施策については、就学前児童、小学生児童ともに「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が 52.5%、40.5%と最も高くなっています。次いで就学前児童では「保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい」が 46.5%、小学生児童では「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が 37.1%となっています。



■子どもを育てる環境について(就学前児童／小学生児童)

子どもを育てる環境として重要なことについてみると、就学前児童、小学生児童ともに「治安が良く安全に生活できる環境」が最も高く、次いで「自由にのびのび遊べる場所」となっています。



7 ヒアリング調査結果からみる現状

(1) 調査の概要

①調査の目的

令和2年度からの「第2期 東温市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、地域の現状と課題を抽出し、今後の方向性を整理していくために各事業者、子育てに関する団体や企業等から、子育てに関する意見を聴くことを目的にヒアリングを実施しました。

②調査期間・方法

- 調査期間：令和元年7月8日（月）～令和元年7月22日（月）
- 調査方法：ヒアリングシートに記入回答

③回収結果

調査対象	調査対象数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
公立 教育・保育施設	11 件	10 件	90.9%
私立 教育・保育施設	8 件	8 件	100.0%
子ども子育てに 関わる団体等	14 件	11 件	78.6%
合 計	33 件	29 件	87.9%

(2) 調査結果から見えた課題（ご意見）

<p>教育・保育について</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 幼稚園の利用者は年々減少している。幼保の機能を併せもつ施設が必要なのも分かる。 • ひとり親の所得制限の上限が厳しい。 • 一時保育を利用できる保育所や、満3歳児保育を実施する園が増えてほしい。 • 公立と私立では幼児教育の質に随分差がある。 • 保育所では 0～2歳児の受入が難しくなっている。幼稚園を認定こども園に移行させて未満児の受入ができるようにしてほしい。 • 保育所の開園時間と学童（夏季等）の預かり時間が違っており、保護者が困っている。 • 志津川地区の乳幼児増に対する対応が不十分だと感じる。この地域に小規模保育所（私立）を誘致するなど必要ではないか。 • 未満児保育の充足に向けて、トイレの床、とびら等の施設改善が必要なところがある。
<p>等</p>
<p>子育て支援サービス事業について</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 学童の人数が増え、支援員等の人手も空間も足りていない。 • 児童館と学童の開始時間をもっと早くしてほしい。 • 学童を希望しても入れない子どももいる。 • 高学年の学童利用は不要だと思う。大人と距離を置きたい時期で自立心を育てる時期。 • 学童の人数が増えたため、支援が必要な子どもも多くなっている。 • ファミサポはありがたいが費用がかさむ。 • ファミサポのアドバイザーが1人なので、2人にして欲しい。
<p>等</p>
<p>保育士の確保について</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 保育しやすい人間関係が築ける環境整備が必要。離職を防ぐことが大切。 • 処遇面の改善が必要。特に嘱託（調理師・保育士）の改善。 • 業務量が多く、持ち帰りで行う仕事量が多い。 • 研修は業務時間内で受けられるようにしてほしい。 • 保育士ひとりあたりの受け持ち人数を現在の6人から5人に変更してほしい。 • 事務的な仕事が多く、時間をとられることが多い。例えば行事や会計、教材等、市内の園で共通して使用できる統一した様式を作してほしい。 • 事務や書類のICT化が必要だと思う。 • 保育士登録制にして、必要な時に出勤する制度を導入してみてもどうか。 • 休憩時間は仕事をしながらとることが多いので、改善が必要ではないか。
<p>等</p>
<p>その他について</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 予防接種を全く受けていない子どもがいる。 • 障がいのある子どもが遊べる環境が欲しい。障がいの子を持つ親同士の交流が少ない。 • 子育てに無関心な親が増えている。 • 未就園児やその保護者への支援、サポートが少ないと感じる。 • 教育相談に発音の相談があるが、言語に対応する専門員がいない。 • 東谷や西谷方面へのバス便を充実させてほしい。 • 虐待等が疑われる情報がある場合は、調査や保護等、行政がある程度の強制力を持つようにしてほしい。 • 公立幼稚園、学校で少しずつエアコン導入を検討してほしい。
<p>等</p>

8 課題のまとめ

統計資料、ニーズ調査結果、ヒアリング調査結果等を踏まえ、考えられる課題のキーワードは下記の通りです。キーワードごとに課題をとりまとめ第2期計画の方向性を定めます。



(1) 子育て家庭の環境変化

統計資料	<ul style="list-style-type: none">○世帯数は増加していますが、1世帯あたりの人員数の減少による核家族化が進行しています。○子育て世代の女性の就業率は平成22年より増加しています。
ニーズ調査	<ul style="list-style-type: none">○フルタイムで就労している母親が多くなっています。○男女がともに子育てに携わるという意識のある方の割合が増加しています
ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none">○ひとり親の所得制限の上限が厳しいという意見があります。○子育てに無関心な親が増えているという意見があります。○未就園児やその保護者への支援、サポートが少ないと感じているという意見があります。

今後の方向性

子育てを巡る環境や子育て家庭のニーズは多様化しています。保護者に寄り添った子育て施策を展開するため、多様なメディアを活用した情報発信等を検討する必要があります。

(2) 保育ニーズの高まり

統計資料

- 保育所を利用している方が多くなっています。
- 子育て世代の女性の就業率は平成 22 年より増加しています。(再掲)

ニーズ調査

- フルタイムで就労している母親が多くなっています。(再掲)
- 保育所の利用希望が増えています。

ヒアリング調査

- 幼稚園の利用者は年々減少しています。幼保の機能を併せもつ施設(認定こども園)が求められています。
- 保育所では0~2歳児の受入が難しくなっています。

今後の方向性

就労している母親が増える中で、保育需要は今後も増加すると考えられます。それらの状況を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園等の受け皿の確保策を検討する必要があります。

(3) 放課後児童クラブの需要

統計資料

- 放課後児童クラブの利用者数が増加しており放課後の居場所が求められています。
- 子育て世代の女性の就業率は平成 22 年より増加しています。(再掲)

ニーズ調査

- 放課後児童クラブの希望者・利用者が増加しています。
- フルタイムで就労している母親が多くなっています。(再掲)

ヒアリング調査

- 放課後児童クラブの人数が増え、支援員等の人手も空間も足りていないという意見があります。
- 放課後児童クラブの開始時間を早くしてほしいという意見があります。

今後の方向性

全国的な放課後児童クラブの需要の高まりから、場所や人員の確保、さらには開始時間等も含めた確保策の検討が必要となっています。

(4) 地域における子育て支援

統計資料	○人口が減少している中山間地域や、人口が増加している市街地域があり、地域ごとの課題に沿った支援の充実が必要です。
ニーズ調査	○子育てに不安や負担を抱えている人は、前回調査から減少していません。 ○地域の人々と交流できる拠点が求められています。
ヒアリング調査	○志津川地区の乳幼児増に対しての対応が不十分だと感じるので、この地域に小規模保育所（私立）を誘致するなども必要ではないかという意見があります。 ○東谷や西谷方面へのバス便を充実させてほしいという意見があります。



祖父母等の親族が同居または近居していることで、子育ての不安や負担が軽減されています。親族が同居、近居していない保護者のネットワークを構築するきっかけづくりの充実が求められています。

(5) 保育士の確保

統計資料	○人材確保のため、待遇の改善やフォローアップの充実等が求められています。
ニーズ調査	○保育士の処遇の改善を求める声があがっています。
ヒアリング調査	○保育しやすい人間関係が築ける環境整備が必要であり、離職を防ぐことが大切という意見があります。 ○事務的な仕事が多く、時間をとられることが多いため、例えば行事や会計、教材等、市内の園で共通して使用できる統一した様式を作ってほしいという意見があります。 ○保育士ひとりあたりの1、2歳児受け持ち人数を現在の6人から5人に変更してほしいという意見があります。



保育士の数を確保するためには、賃金面の改善だけでなく、一度離職した後も安心して長く働くことができるような労働環境の整備を行っていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では第1期計画において、「緑あふれる東温で 子どもの笑顔をさかせよう」を基本理念に掲げ、社会全体での子育て環境をより一層充実していくことで子育てしやすい東温市の実現をめざして、さまざまな施策を推進してきました。

第2期計画にあたる本計画でも引き続き、第1期計画の基本理念を踏襲し、上位計画である総合計画の将来像である「小さくてもキラリと光る 住んでみたい 住んでよかった 東温市」の実現に向けて施策を推進します。

緑あふれる東温で 子どもの笑顔をさかせよう

2 計画の基本的な視点

本計画の「基本的な視点」として、子どもの育ちを第一に考えることを念頭におき、すべての子どもの成長に関わる子育て支援を一体的にとらえ、本市で育みたい子ども像を実現し、本市に暮らすすべての子どもたちが元気に学び、育ち、成長することで、子ども自身の「ここで育ちたい・ここで育って良かった」という誇りや愛郷心につながることをめざします。



3 基本目標

1. 乳幼児期の教育・保育の充実

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「教育・保育の量の見込み」を定め、見込み量に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を定めます。地域子ども・子育て支援事業についても同様に、見込み量に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を定めます。

また、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始され、収入にかかわらず無償化の対象となる3歳～5歳児を中心に、保護者の働き方や幼児教育・保育への関心から、教育・保育ニーズはますます多様化することが考えられます。国による無償化等の影響を考慮しながら、必要な供給量の確保に向けた取り組みを推進します。

さらに、未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」制度が創設されたことを受け、本市では、施設等利用費の公正かつ適正な支給の確保に努めます。

2. 地域における子育ての支援

放課後児童クラブ、放課後子ども教室、地域子育て支援センター等、地域における子育て支援サービス、子育て支援ファイル『きらり』を活用した子育て支援情報の提供、子どもの居場所づくりやさまざまな交流プラン・交流スペースづくり、経済的な支援の充実等、地域における子育てを支援するための施策の充実を図ります。

3. 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進

乳幼児健康診査や妊産婦に対する相談支援の充実、子どもへの食育や性の知識の普及、思春期対策、小児医療の充実、不妊治療対策等、親子の健康が確保できるよう施策を推進します。

4. 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

次代の担い手である子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう学校の教育環境等の整備、また、地域全体で子どもを育てる観点から、学校・家庭・地域が連携し、家庭や地域における教育力を総合的に高める施策を推進します。

5. 子育てを支援する生活環境の整備

子育てを支援するため、良好な居住環境の整備推進、安全で安心できる道路や公園等の公共施設等の整備・充実を図ります。

6. 仕事と家庭生活との両立の推進

男女の多様な働き方の実現、家庭よりも仕事を優先する働き方の見直し等をはじめ、仕事と子育ての両立が可能になる子育て環境の整備を促進します。

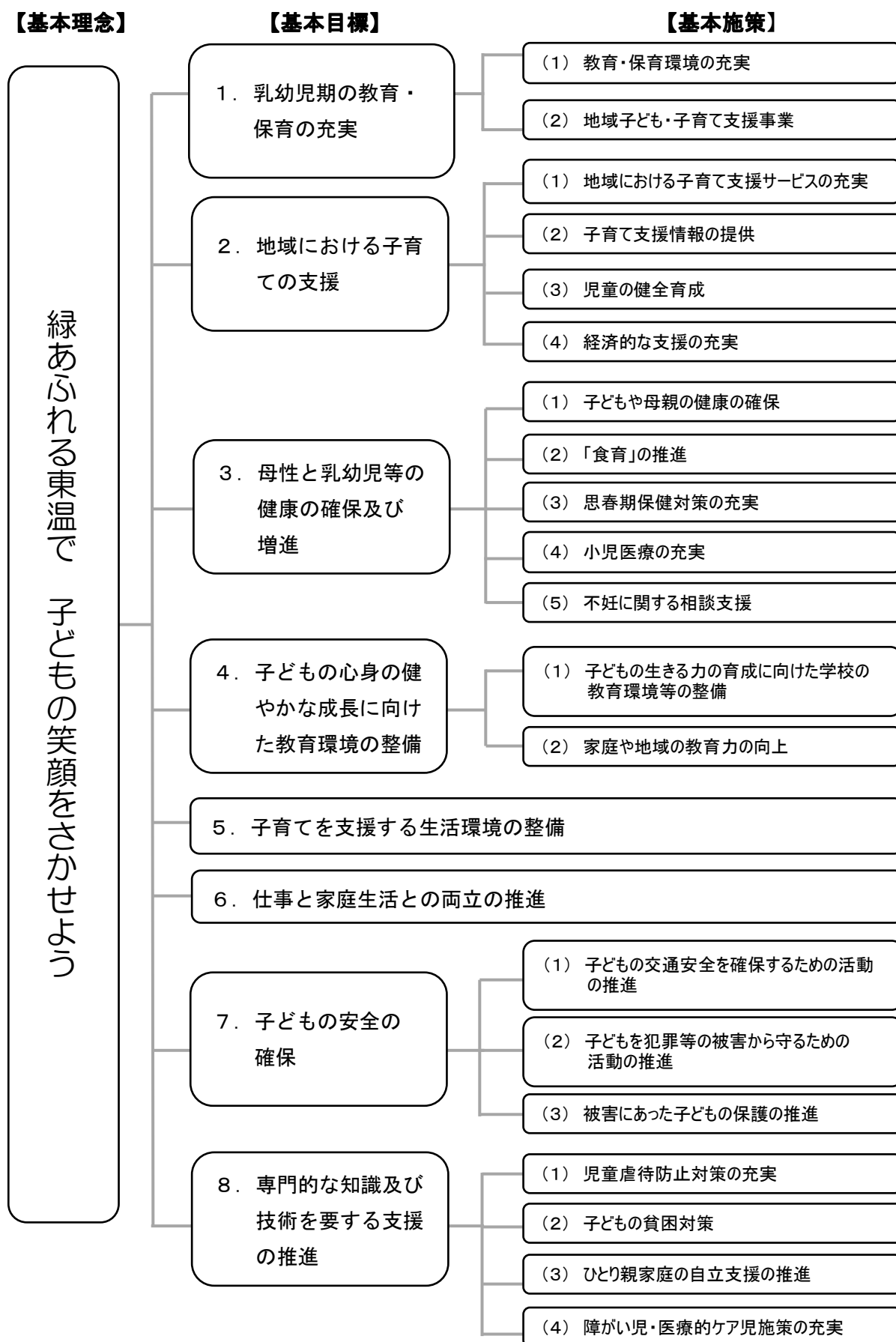
7. 子どもの安全の確保

子どもを交通事故・犯罪・いじめ等の被害から守るための活動や仕組みづくりの推進等、子どもの安全確保を図るとともに、被害にあった子どもの保護の推進を図ります。

8. 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

児童虐待防止対策の充実、子どもの貧困対策、ひとり親家庭等の自立支援の推進、障がい児・医療的ケア児施設の充実等、要保護児童へのきめ細やかな取り組みの推進を図るとともに、国際化の進展に伴う、海外から帰国した幼児や外国人幼児等、専門的な知識や技術を要する子どもや子育て家庭への支援に努めます。

4 施策の体系



第4章 子ども・子育て支援事業

1 教育・保育提供区域について

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）であり、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策を記載することとなっています。

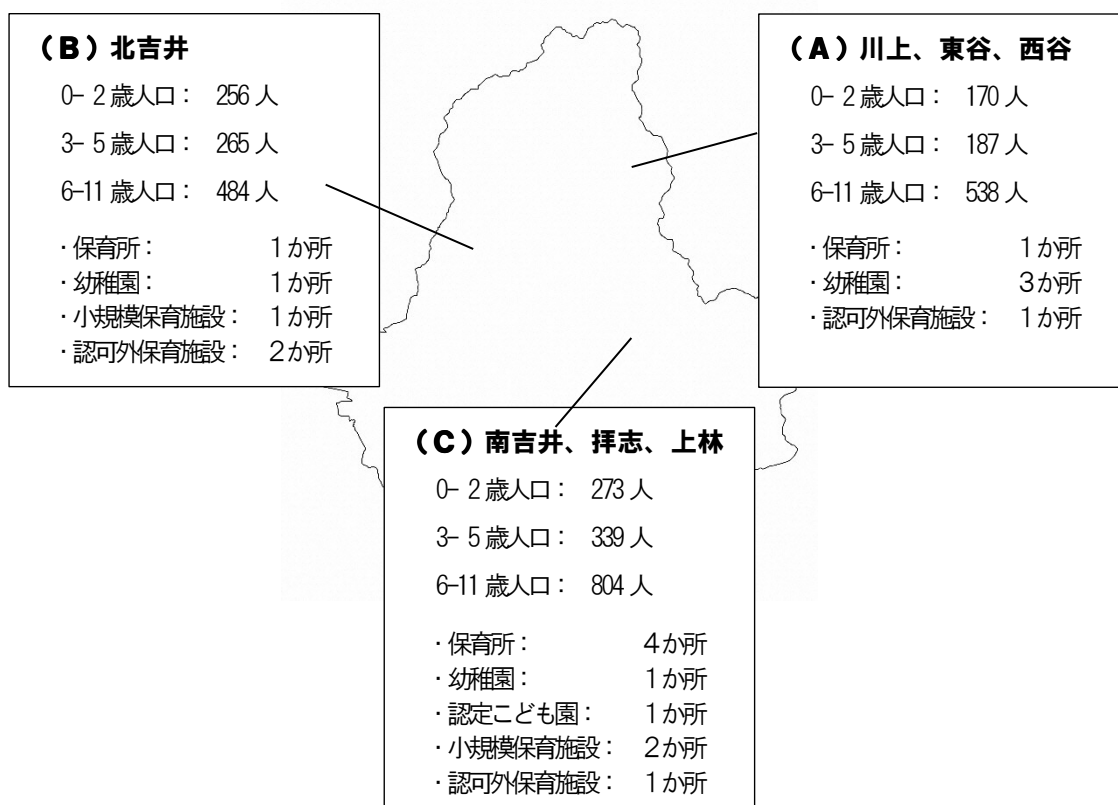
(2) 区域設定の考え方

教育・保育提供区域の設定にあたっては、3つの項目を踏まえ、小学校区を基礎単位として、隣接する複数地区の組み合わせによって区域を設定しました。

【3つの項目】

1. 区域ごとの人口推移
2. 愛媛大学医学部、愛媛医療センターのある北吉井校区の特性
3. 拝志、上林校区の生活単位、子どもの移動単位

■提供区域の現状



資料：住民基本台帳（平成31年3月31日）

(3) 提供区域

本市では、(2) 区域設定の考え方より、以下のように提供区域を設定します。

【3つの提供区域について】

- (A) …川上、東谷、西谷小学校区
- (B) …北吉井小学校区
- (C) …南吉井、拝志、上林小学校区

■教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業区分		提供区域	考え方
教育・保育	1号認定(3～5歳:教育)	3区域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、3区域とします。
	2号認定(3～5歳:保育)	3区域	
	3号認定(0～2歳:保育)	3区域	
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業(延長保育)	3区域	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育提供区域とします。
	放課後児童健全育成事業	学校区	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、放課後児童クラブ実施校区を提供区域とします。
	子育て短期支援事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	地域子育て支援拠点事業	市内全域	
	一時預かり事業	市内全域	
	病児・病後児保育事業	市内全域	
	ファミリー・サポート・センター事業	市内全域	
	妊婦健診事業	市内全域	
	乳児家庭全戸訪問事業	市内全域	
	養育支援訪問事業	市内全域	
	利用者支援事業	市内全域	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	市内全域		

【提供区域の調整】

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本です。

本市の規模から鑑みても市内全域を1つの区域として設定することも可能ですが、地域性の変遷や前回計画における区域設定の考え方等を考慮し、教育・保育と、地域子ども・子育て支援事業のうち延長保育事業に関しては、前回計画と同様の3区域に設定します。また、B区域とC区域については小学校区は異なりますが、中学校区は同一であるため、利用実態等に応じて相互に受入調整を行うものとします。

その他の地域子ども・子育て支援事業は市内全域を1つの区域として設定しますが、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に関しては、区域を学校区ごとで設定することが望ましいため、学校区ごとに区域を設定します。

2 基本目標に対する基本施策の展開

【基本目標】 1. 乳幼児期の教育・保育の充実

(1) 教育・保育環境の充実

①教育・保育量の確保

■市内全体

(単位:人)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度				
	1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の 必要性 あり	3号 0-2歳 保育の必要性あり		1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の 必要性 あり	3号 0-2歳 保育の必要性あり		1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の 必要性 あり	3号 0-2歳 保育の必要性あり		
			0歳	1~2歳			0歳	1~2歳			0歳	1~2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	326	374	78	240	328	374	79	236	331	363	78	245	
確保 の 内容	特定教育・保育施設	560	404	61	184	560	404	61	184	560	404	61	184
	地域型保育事業	-	-	19	50	-	-	19	50	-	-	19	50
	その他施設	-	10	5	20	-	10	5	20	-	10	5	20
小計②	560	414	85	254	560	414	85	254	560	414	85	254	
②-①	234	40	7	14	232	40	6	18	229	51	7	9	

(単位:人)

	令和5年度				令和6年度				
	1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の 必要性 あり	3号 0-2歳 保育の必要性あり		1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の 必要性 あり	3号 0-2歳 保育の必要性あり		
			0歳	1~2歳			0歳	1~2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	325	354	76	245	317	346	75	242	
確保 の 内容	特定教育・保育施設	560	404	61	184	560	404	61	184
	地域型保育事業	-	-	19	50	-	-	19	50
	その他施設	-	10	5	20	-	10	5	20
小計②	560	414	85	254	560	414	85	254	
②-①	235	60	9	9	243	68	10	12	

■ A区域 [川上・東谷・西谷小学校区]

確保方針の内容	<p>【特定教育・保育施設について】</p> <p>○量の見込みに対して必要量は確保できていますが、需要の状況に応じて他区域での受入調整を行います。</p> <p>○川内保育園の園舎増築により、3号認定 15 名分を追加で確保します。</p> <p>○川上幼稚園・東谷幼稚園・西谷幼稚園については、地域の子どもたちの利便性の向上を図るため、一時預かりを含めたサービス提供を継続します。</p> <p>○施設改修については、「学校等施設長寿命化個別計画」、「保育所改修基本計画」に基づき進めます。</p>
	<p>【地域型保育事業等について】</p> <p>○小規模保育事業及び事業所内保育事業については、需要の状況に応じて、公募による民間事業者の参入促進も図りながら、申請に基づく認可を行います。</p>

(単位:人)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度				
	1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の 必要性 あり	3号 0-2歳 保育の必要性あり		1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の 必要性 あり	3号 0-2歳 保育の必要性あり		1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の 必要性 あり	3号 0-2歳 保育の必要性あり		
			0歳	1~2歳			0歳	1~2歳			0歳	1~2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	105	86	11	37	104	85	11	33	100	81	10	38	
確保の内容	特定教育・保育施設	245	90	15	40	245	90	15	40	245	90	15	40
	(B区域から受入)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計②	245	90	15	40	245	90	15	40	245	90	15	40	
②-①	140	4	4	3	141	5	4	7	145	9	5	2	

(単位:人)

	令和5年度				令和6年度				
	1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の 必要性 あり	3号 0-2歳 保育の必要性あり		1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の 必要性 あり	3号 0-2歳 保育の必要性あり		
			0歳	1~2歳			0歳	1~2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	93	76	10	37	86	70	9	36	
確保の内容	特定教育・保育施設	245	90	15	40	245	90	15	40
	(B区域から受入)	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-
小計②	245	90	15	40	245	90	15	40	
②-①	152	14	5	3	159	20	6	4	

■ B区域 [北吉井小学校区]

確保 方策 の 内 容	<p>【特定教育・保育施設について】</p> <p>○2号認定、3号認定については、C区域での受入により必要量を確保します。</p> <p>○北吉井幼稚園については、認定こども園への移行を検討します。</p> <p>○施設改修については、「学校等施設長寿命化個別計画」、「保育所改修基本計画」に基づき進めます。</p>
	<p>【地域型保育事業等について】</p> <p>○小規模保育事業及び事業所内保育事業については、需要の状況に応じて、公募による民間事業者の参入促進も図りながら、申請に基づく認可を行います。</p>

(単位:人)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度				
	1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の 必要性 あり	3号 0-2歳 保育の必要性あり		1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の 必要性 あり	3号 0-2歳 保育の必要性あり		1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の 必要性 あり	3号 0-2歳 保育の必要性あり		
			0歳	1~2歳			0歳	1~2歳			0歳	1~2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	114	97	23	80	122	108	24	79	135	111	24	76	
確保 の 内 容	特定教育・保育施設	150	80	15	45	150	80	15	45	150	80	15	45
	(C区域利用)	-	17	-	3	-	28	-	2	-	31	-	-
	地域型保育事業	-	-	6	12	-	-	6	12	-	-	6	12
	その他施設	-	10	5	20	-	10	5	20	-	10	5	20
小計②	150	107	26	80	150	118	26	79	150	121	26	77	
②-①	36	10	3	0	28	10	2	0	15	10	2	1	

(単位:人)

	令和5年度				令和6年度				
	1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の 必要性 あり	3号 0-2歳 保育の必要性あり		1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の 必要性 あり	3号 0-2歳 保育の必要性あり		
			0歳	1~2歳			0歳	1~2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	138	110	24	78	137	108	25	79	
確保 の 内 容	特定教育・保育施設	150	80	15	45	150	80	15	45
	(C区域利用)	-	30	-	1	-	28	-	2
	地域型保育事業	-	-	6	12	-	-	6	12
	その他施設	-	10	5	20	-	10	5	20
小計②	150	120	26	78	150	118	26	79	
②-①	12	10	2	0	13	10	1	0	

■ C区域 [南吉井・拝志・上林小学校区]

確保 方 策 の 内 容	<p>【特定教育・保育施設について】</p> <p>○量の見込みに対して必要量は確保できています。また、2号認定、3号認定については、B区域からの受入を行います。</p> <p>○重信幼稚園については、認定こども園への移行を検討します。</p> <p>○施設改修については、「学校等施設長寿命化個別計画」、「保育所改修基本計画」に基づき進めます。</p>
	<p>【地域型保育事業等について】</p> <p>○小規模保育事業及び事業所内保育事業については、需要の状況に応じて、公募による民間事業者の参入促進も図りながら、申請に基づく認可を行います。</p>

(単位:人)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度				
	1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の 必要性 あり	3号 0-2歳 保育の 必要性あり		1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の 必要性 あり	3号 0-2歳 保育の 必要性あり		1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の 必要性 あり	3号 0-2歳 保育の 必要性あり		
			0歳	1~2歳			0歳	1~2歳			0歳	1~2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	107	191	44	123	102	181	44	124	96	171	44	131	
確保 の 内 容	特定教育・保育施設	165	234	31	99	165	234	31	99	165	234	31	99
	(B区域から受入)	-	▲17	-	▲3	-	▲28	-	▲2	-	▲31	-	-
	地域型保育事業	-	-	13	38	-	-	13	38	-	-	13	38
	その他施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計②	165	217	44	134	165	206	44	135	165	203	44	137	
②-①	58	26	0	11	63	25	0	11	69	32	0	6	

(単位:人)

	令和5年度				令和6年度				
	1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の 必要性 あり	3号 0-2歳 保育の 必要性あり		1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の 必要性 あり	3号 0-2歳 保育の 必要性あり		
			0歳	1~2歳			0歳	1~2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	94	168	42	130	94	168	41	127	
確保 の 内 容	特定教育・保育施設	165	234	31	99	165	234	31	99
	(B区域から受入)	-	▲30	-	▲1	-	▲28	-	▲2
	地域型保育事業	-	-	13	38	-	-	13	38
	その他施設	-	-	-	-	-	-	-	-
小計②	165	204	44	136	165	206	44	135	
②-①	71	36	2	6	71	38	3	8	

(2) 地域子ども・子育て支援事業

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間外保育事業 (延長保育)		216人	240人	238人	241人	239人	237人
放課後児童 健全育成事業 (各年度4.1時点)	低学年	388人	421人	423人	393人	400人	406人
	高学年	136人	174人	184人	184人	182人	179人
子育て短期支援事業		0人日	5人日	5人日	5人日	5人日	5人日
地域子育て支援拠点事業		8,215人回	8,425人回	8,190人回	8,326人回	8,252人回	8,141人回
一時預かり事業	幼稚園	17,705人日	18,616人日	18,606人日	18,350人日	17,641人日	17,654人日
	幼稚園 以外	2,170人日	2,068人日	2,058人日	2,053人日	2,001人日	1,949人日
病児・病後児保育事業		499人日	501人日	494人日	497人日	488人日	478人日
ファミリー・サポート・センター事業		1,305人日	1,290人日	1,268人日	1,193人日	1,197人日	1,193人日
妊婦健診事業		2,194人回	2,940人回	2,912人回	2,884人回	2,842人回	2,800人回
乳児家庭全戸訪問事業		202件	210件	208件	206件	203件	200件
養育支援訪問事業		45件	28件	28件	27件	27件	26件
利用者支援事業		1か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
実費徴収に係る 補足給付を行う事業		0件	5件	5件	5件	5件	5件

【2-1:時間外保育事業(延長保育)】

事業内容	保育所が通常の保育時間(8時間)を超えて行う保育サービスです。 現在は、川内保育園、双葉保育所、南吉井保育所、南吉井第二保育所、拝志保育所で実施しています。
提供体制	A区域 [川上・東谷・西谷小学校区] B区域 [北吉井小学校区] C区域 [南吉井・拝志・上林小学校区]
確保方策の内容	○今後の見込み量に対する提供体制は確保されています。 ○引き続き現在実施している保育所(園)で行います。

■時間外保育事業(延長保育):「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

A区域 [川上・東谷・西谷小学校区]

(単位:人)

	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	43	47	45	45	43	41
②確保方策		47	45	45	43	41
② - ①		0	0	0	0	0

B区域 [北吉井小学校区]

(単位:人)

	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	53	88	91	95	97	98
②確保方策		88	91	95	97	98
② - ①		0	0	0	0	0

C区域 [南吉井・拝志・上林小学校区]

(単位:人)

	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	120	105	102	101	99	98
②確保方策		105	102	101	99	98
② - ①		0	0	0	0	0

【2-2:放課後児童健全育成事業】

事業内容	就労等の理由により、昼間保護者のいない家庭の児童に対して、適切な遊びと生活の場として児童クラブを設置し、児童の健全な育成を図る事業です。
------	--

● 新・放課後子ども総合プランへの対応 ●

○余裕教室等の活用方策

余裕教室の活用状況等について、学校と定期的に協議を行いながら、使用計画を決定します。放課後や特別教室、体育館、校庭、図書室等を活用した放課後子ども総合プランの実施に向けて、学校と十分に話し合い、協力体制づくりに努めます。

また、放課後児童クラブの活動場所についても、学校に余裕教室が生じた場合は有効活用できるよう状況に応じて協議を行い、学校内で放課後児童クラブを実施できるよう取り組みます。

○連携による事業の推進体制

関連する担当部局と連携し、検討・推進を行います。

○特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブにおいて、特別な配慮が必要な児童の受入の際には、必要に応じて支援員の加配を行うことで、弾力的な受入の継続に努めます。

○放課後児童クラブの役割向上方策及び利用者・地域住民への周知方策

放課後児童クラブ、放課後子ども総合プランにおけるプログラムの実施や、見守り等において、地域住民、関係機関、保護者等が一層連携を図るための仕組みづくりを推進します。

児童にとって、最善の放課後環境を提供するため、事業内容、各クラブの概要、活動内容等の積極的な情報の発信による理解促進と、継続的な改善に努めます。

○放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み

すべての放課後児童クラブにおいて「放課後児童健全育成事業施行規則」で定められた開所時間の延長を実施しています。引き続き、すべての放課後児童クラブで開所時間の延長を実施していきます。

提供体制	北吉井あおい組
確保方策の内容	○受入にあたっては、児童館2階専用室(2室)に加え、北吉井小学校の余裕施設を状況によって借用します。また、令和2年度に新たな活動施設の建設を進め、見込み量を確保します。

■放課後児童健全育成事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位:人)

		平成30年度 実績(4.1時点)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	40	53	60	56	66	74
	2年生	25	40	44	50	47	55
	3年生	30	28	28	30	34	32
	4年生	19	27	34	33	35	40
	5年生	6	12	13	16	15	16
	6年生	1	1	1	1	2	2
	合計	121	161	180	186	199	219
②確保方策	低学年	95	121	132	136	147	161
	高学年	26	40	48	50	52	58
	合計	121	161	180	186	199	219
② - ①	低学年	0	0	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0

提供体制	南吉井すみれ組、たんぼぼ組
確保方策の内容	○受入にあたっては、南吉井小学校体育館内専用室(2室)とよしいのこども館併設のクラブ室(3室)を利用しますが、長期休業期間等の人数増加時は小学校の余裕教室を借ります。

(単位:人)

		平成30年度 実績(4.1時点)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	54	54	46	43	43	40
	2年生	59	69	63	55	50	50
	3年生	42	48	53	48	42	39
	4年生	38	43	38	42	39	33
	5年生	22	26	32	29	31	29
	6年生	8	17	20	21	19	21
	合計	223	257	252	238	224	212
②確保方策	低学年	155	171	162	146	135	129
	高学年	68	86	90	92	89	83
	合計	223	257	252	238	224	212
② - ①	低学年	0	0	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0

提供体制	拝志ひまわりクラブ
確保方策の内容	○受入にあたっては、拝志小学校体育館内の専用室を利用します。また、長期休業期間等の人数増加時は小学校の余裕施設を借用します。

(単位:人)

		平成30年度実績(4.1時点)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	11	10	9	8	8	7
	2年生	11	11	10	9	8	8
	3年生	8	9	10	9	8	8
	4年生	1	7	7	7	7	6
	5年生	3	3	3	3	3	3
	6年生	2	2	2	2	2	2
	合計	36	42	41	38	36	34
②確保方策	低学年	30	30	29	26	24	23
	高学年	6	12	12	12	12	11
	合計	36	42	41	38	36	34
② - ①	低学年	0	0	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0

提供体制	上林ささゆりクラブ
確保方策の内容	○受入にあたっては、上林集会所を利用します。また、支援員の確保を図り安定したサービスを提供します。

(単位:人)

		平成30年度実績(4.1時点)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	2	2	3	2	3	3
	2年生	3	2	2	2	1	2
	3年生	0	3	3	2	3	2
	4年生	4	1	1	1	1	1
	5年生	0	2	2	2	2	1
	6年生	0	1	1	0	1	0
	合計	9	11	12	9	11	9
②確保方策	低学年	10	10	10	10	10	10
	高学年	5	5	5	5	5	5
	合計	15	15	15	15	15	15
② - ①	低学年	5	3	2	4	3	3
	高学年	1	1	1	2	1	3
	合計	6	4	3	6	4	6

提供体制	川上くすのき児童クラブ
確保方策の内容	○受入にあたっては、専用施設を利用し安定したサービスを提供します。

(単位:人)

		平成30年度 実績(4.1時点)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	29	25	30	22	30	30
	2年生	31	21	17	20	15	19
	3年生	23	27	26	20	24	18
	4年生	17	12	13	13	10	12
	5年生	3	8	6	6	6	5
	6年生	3	1	2	1	1	1
	合計	106	94	94	82	86	85
②確保方策	低学年	83	73	73	62	69	67
	高学年	23	21	21	20	17	18
	合計	106	94	94	82	86	85
② - ①	低学年	0	0	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0

提供体制	東谷さくら児童クラブ
確保方策の内容	○受入にあたっては、東谷小学校内余裕教室を利用します。また、支援員の確保を図り安定したサービスを提供します。

(単位:人)

		平成30年度 実績(4.1時点)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	3	2	3	2	3	3
	2年生	2	4	3	4	3	4
	3年生	1	2	2	1	1	1
	4年生	3	2	2	2	2	2
	5年生	2	2	1	1	1	1
	6年生	0	1	1	0	1	0
	合計	11	13	12	10	11	11
②確保方策	低学年	10	10	10	10	10	10
	高学年	5	5	5	5	5	5
	合計	15	15	15	15	15	15
② - ①	低学年	4	2	2	3	3	2
	高学年	0	0	1	2	1	2
	合計	4	2	3	5	4	4

提供体制	西谷みどり児童クラブ
確保方策の内容	○受入にあたっては、西谷幼稚園内専用室を利用します。また、利用状況によって幼稚園の余裕施設を借用します。また、支援員の確保を図り安定的なサービスを提供します。

(単位:人)

		平成30年度実績(4.1時点)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	5	3	4	3	4	4
	2年生	3	4	3	4	3	4
	3年生	6	4	4	3	4	3
	4年生	2	3	3	3	2	3
	5年生	2	2	1	1	1	1
	6年生	0	1	1	0	1	0
	合計	18	17	16	14	15	15
②確保方策	低学年	14	11	11	10	11	11
	高学年	4	6	5	4	4	4
	合計	18	17	16	14	15	15
② - ①	低学年	0	0	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0

【2-3:子育て短期支援事業(ショートステイ)】

事業内容	保護者が仕事等で一時的に家庭にて養育ができなくなった時に、概ね1週間以内の短期間において、児童養護施設等で児童を擁護・保育する事業です。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○松山市の施設等広域での利用に向けて検討します。

■子育て短期支援事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位:人日)

	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	5	5	5	5	5
②確保方策		0	0	0	0	0
② - ①		▲5	▲5	▲5	▲5	▲5

【2-4:地域子育て支援拠点事業】

事業内容	主に乳幼児とその保護者に対する育児支援を目的とした事業です。 子育て相談、親子遊び、親子ひろば等を実施します。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○利用者ニーズに合った事業の積極的な実施により、利用者の増加に努めます。

■地域子育て支援拠点事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位:人回)

	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	8,215	8,425	8,190	8,326	8,252	8,141
②確保方策		8,425	8,190	8,326	8,252	8,141
② - ①		0	0	0	0	0

【2-5:一時預かり事業】

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

事業内容	幼稚園の教育標準時間終了後、保護者の希望に応じて、時間を延長して在園児を預かる事業です。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○市立幼稚園全施設で引き続き実施します。 ○市外私立幼稚園等での預かり保育については、利用者の希望に合わせて引き続き実施します。

■一時預かり事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位:人日)

	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	17,705	18,616	18,606	18,350	17,641	17,654
②確保方策		18,616	18,606	18,350	17,641	17,654
② - ①		0	0	0	0	0

幼稚園以外における一時預かり

事業内容	保護者の断続的・短時間の就労や保護者の疾病等により一時的に保育に欠ける就学前の児童に対し、保育所において保護者に代わって一時的に保育する事業です。 現在は、2か所(拝志保育所、南吉井第二保育所)で実施しています。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○既存の2か所で必要量を確保します。

■一時預かり事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位:人日)

	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,170	2,068	2,058	2,053	2,001	1,949
②確保方策		2,068	2,058	2,053	2,001	1,949
② - ①		0	0	0	0	0

【2-6:病児・病後児保育事業】

事業内容	病気の回復期等で、保育所・幼稚園への通園は無理があるが、保護者の就労等により、保育の必要がある児童を施設で預かる事業です。 現在は市内1施設と広域利用による松山市の4施設で実施しています。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○見込み量に対する提供体制は確保されています。

■病児・病後児保育事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位:人日)

		平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		499	501	494	497	488	478
②確保方策	病児・病後児保育事業		501	494	497	488	478
	ファミリーサポートセンター		-	-	-	-	-
② - ①			0	0	0	0	0

【2-7:ファミリー・サポート・センター事業】

事業内容	子育ての支援を行いたい人と受けたい人とを組織化して、相互援助活動を行う事業です。 「ファミリー・サポート・センターとうおん」を開設して、保育所の保育時間前後の子どもの預かりや送迎、放課後児童クラブ終了後の子どもの迎え、保護者の疾病や急用ができたときの預かり等、さまざまな援助を行います。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○利用者ニーズに応えるため、引き続き広報等により協力会員の増員に努めます。

■ファミリー・サポート・センター事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位:人日)

		平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1,305	1,290	1,268	1,193	1,197	1,193
②確保方策			1,290	1,268	1,193	1,197	1,193
② - ①			0	0	0	0	0

【2-8:妊婦健診事業】

事業内容	安全・安心な妊娠、出産のために、妊娠中の母体の健康状態を診査することを目的として、母子健康手帳交付時に受診票を配付します。 健診は医療機関で個別に実施し、回数は14回です。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○適切な時期での受診勧奨を行い、受診率の向上に努めます。

■妊婦健診事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位:人回)

	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,194	2,940	2,912	2,884	2,842	2,800
②確保方策		2,940	2,912	2,884	2,842	2,800
② - ①		0	0	0	0	0

【2-9:乳児家庭全戸訪問事業】

事業内容	生後4か月までの乳児を持つ家庭を訪問し、子育て情報の提供、養育環境の把握を行う事業です。 支援センター及び健康推進課の保健師が訪問を行っています。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○引き続き適切な実施に努めます。

■乳児家庭全戸訪問事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位:件)

	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	202	210	208	206	203	200
②確保方策		210	208	206	203	200
② - ①		0	0	0	0	0

【2-10:養育支援訪問事業】

事業内容	養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。 現在は、子育て相談員及び支援センターの保健師、保育士が訪問等を行い、支援をしています。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○引き続き適切な実施に努めます。

■養育支援訪問事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位:件)

	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	45	28	28	27	27	26
②確保方策		28	28	27	27	26
② - ①		0	0	0	0	0

【2-11:利用者支援事業】

事業内容	子どもまたは保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○子育て世代包括支援センターを開設します。 ○実施に向け専門的な相談員を配置します。

■利用者支援事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位:か所)

	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	2	2	2	2	2
②確保方策		2	2	2	2	2
② - ①		0	0	0	0	0

【2-12:実費徴収に係る補足給付を行う事業】

事業内容	教育・保育施設が実費徴収等の上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について市が一部を助成する事業です。(新制度に移行していない幼稚園で低所得者に対しての副食費等)
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○適確に人数を把握し、支給します。

■実費徴収に係る補足給付を行う事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位:件)

	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	5	5	5	5	5
②確保方策		5	5	5	5	5
② - ①		0	0	0	0	0

【2-13:多様な主体が参画することを促進するための事業】

事業内容	待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育等の設置を促進していく事業です。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○実施の有効性について検討します。

● 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容 ●

次代の担い手である子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境等の整備、また、地域全体で子どもを育てる観点から、学校・家庭・地域が連携し、家庭や地域における教育力を総合的に高める施策を推進します。

○質の高い教育・保育の提供

幼稚園・保育所（園）としてこれまで培われてきた知識・技能等、双方の良さを活かし、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。

○教育・保育の一体的な提供

教育・保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設である認定こども園への移行及び整備については、地域性等も考慮しながら計画的に進めます。

○適正な集団規模の確保

子どもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流等を幅広く実施するため、子どもの育ちの視点に立った適正な施設規模の確保に努めます。

○親や地域の子育て力の向上

保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設けるなど、地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

○幼稚園・保育所（園）の人事異動・交流の推進

職員の人事異動・交流を引き続き実施するとともに、幼稚園教諭と保育士の研修の充実を図ります。

○教育・保育施設の人材確保

質の高い教育、保育、給食等の提供を維持するため、人材の確保を目的に処遇面の改善及び働き方改革を進めます。

【基本目標】 2. 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

現状・課題

生活様式の変化や都市化の進展による地域住民の連帯意識の希薄化、核家族化の進行と共働きの増加等により、子育て経験者の支援やアドバイスを受ける機会が不足し、家庭や地域の子育て機能が弱くなっています。そのため、今後は、地域における子育てしやすい環境づくりをめざす中で、地域で支え合える体制づくりが求められています。その担い手として、行政のみではなく、NPOや子育てサークル等の自主的な組織、シニア世代や子育て経験者、そして民間事業者等、多様な団体や個人の果たす役割が期待されています。

課題解決に向けた取り組み

子どもたちが、地域の中で健やかに生まれ育まれるよう、地域での支え合いを強化することによる子育て支援の充実を図ります。

施策		内容	関係課
1	放課後子ども教室	地域の子どもの安全・安心な居場所づくりや、地域住民との交流等を図る取り組みを推進します。今後は段階的な拡充を推進します。	生涯学習課
2	放課後子ども総合プラン	放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携をめざし、国の「新・放課後子ども総合プラン」に沿って、関係者が情報共有を図るなど、放課後子ども対策に取り組めます。	保育幼稚園課 生涯学習課
3	子育て支援すくすく	社会福祉協議会が、月2回程度、就園前の乳幼児と保護者の交流の場として、中央公民館で「子育て支援すくすく」を実施しています。親子遊びのほか、育児相談にも応じており、自由に利用することができます。	社会福祉課 (社協)
4	ふれあい・いきいきサロン	高齢者・障がい者・子育て中の親子等を対象に、地域の公民館や集会所を拠点として、住民とボランティアが協働で企画、運営する地域活動の場(サロン)を52か所設けています。	社会福祉課 (社協)
5	ボランティアセンター事業	ボランティアの育成を目的として、さまざまな講座を開催しています。福祉教育の推進では、市内の児童・生徒に、福祉に携わるきっかけづくりや福祉を身近に感じてもらうための体験学習やボランティア育成等を実施しています。	社会福祉課 (社協)
6	コミュニティ推進用機材の貸出し	ふれあいと相互理解を広げる活動の促進を図るために、コミュニティ推進用機材(視聴覚機器及び教材、軽スポーツ用具)を自治区等各種団体へ貸出し、活動を支援しています。	生涯学習課

(2) 子育て支援情報の提供

現状・課題

近年、地域住民の連帯感が弱く、近所関係が希薄化しているため、これまで地域で担ってきた子育て支援機能が弱くなってきており、家庭における育児の負担感が強くなっています。そのため、子育てを地域・企業・行政等社会全体の課題としてとらえ、地域の連携による子育て支援を進めていくことが必要です。

課題解決に向けた取り組み

子育て家庭に対して、子育て支援サービスや保育サービスの効果的・効率的な提供とサービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進するなど、地域連携による子育て支援体制の確立を図ります。

施策		内容	関係課
1	子育て支援のネットワーク化	子育て支援サービスや保育サービスの効果的・効率的な提供と質の向上を図るため、NPOや民間事業者、さまざまな地域活動団体と行政等、官民の枠を越えた地域における子育て支援のネットワーク化を促進します。また、切れ目のない支援の実現に向けて、子育て世代包括支援センターが関係機関との連携強化に努めます。	保育幼稚園課 健康推進課
2	子育てガイドブック等の活用	各種の子育て支援サービス等が利用者に十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供を行っています。今後も紙媒体だけでなくインターネットを利用した情報発信にも努めます。また、子育て支援ファイル『きらり』を配付し、子どもの成長記録を関係機関で共有します。	保育幼稚園課 健康推進課
3	保育サービスに関する情報提供	地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発を進めています。今後は各種媒体を通じて、より詳しく丁寧な情報発信に努めます。	保育幼稚園課

(3) 児童の健全育成

現状・課題

地域における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成にも大きな影響をもたらします。そのため、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりが必要となっています。

課題解決に向けた取り組み

地域の子どもたちが、放課後・週末・夏期や冬期の長期休業日等において、自主的に参加し、自由に遊べ安全に過ごすことのできる居場所づくりを進めるため、保育所・学校・児童館等の施設の充実や奉仕・体験活動・スポーツ活動・世代間交流等、青少年健全育成活動の促進を図ります。

施策		内容	関係課
1	子育て相談窓口	子どもに関するさまざまな悩みを気軽に相談できる場所として設置しています。相談しやすい環境を整えることで、よりきめ細やかで継続的なサービス提供ができるよう、各課の連携した支援を行います。また、さまざまな困難ケースに対応できるよう専門性の強化も図ります。	保育幼稚園課
2	児童・生徒のための体験活動	小学生から中学生までを対象とした体験活動や、遊びの指導等を推進します。また、体制整備に向けて、福祉関係課と教育委員会との連携を強めるとともに、ボランティア団体、NPO等の活動と連携できるような方策の検討を行います。	生涯学習課
3	児童館事業	子育ての話し合いや親同士の交流・情報交換を図る児童館開放事業、子育てサークルの育成を図るとともに、放課後児童クラブとの連携や地域ふれあい行事、親子交流会等の行事を行います。	保育幼稚園課
4	家庭児童相談事業	家庭児童相談員1人を配置し、子どもの生活習慣・しつけの問題・家庭における人間関係・学校生活、引きこもり、不登校等、児童の養育に関連するさまざまな問題について相談を受け付けます。その際、案件によっては、家庭訪問を行うほか、県及び児童相談所等関係機関へ連絡をとり、対処します。	保育幼稚園課
5	民生児童委員・主任児童委員活動の推進	地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行い、子どもや子育て家庭への支援活動を推進します。今後も地域子育て支援センターが行っている「びよびよクラブ」に参加し、未就園児やその親との交流を図り、気軽に相談することができる環境整備に努めます。	社会福祉課
6	生活指導に関する学校支援	生活指導に関しては、指導主事が中心となって教育委員会、補導センターと連携をとり、情報交換を行うとともに、問題行動報告書の処理、児童・生徒並びに保護者への適切な指導に関する支援、不審者等による被害の未然防止活動の推進等に取り組みます。	学校教育課

7	スクールカウンセラー配置事業	児童・生徒に関して、高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を活用し、児童・生徒の問題行動や悩み、相談等の解決に努めるとともに、教師・保護者への指導・援助等を行います。児童・生徒が抱える多様な悩みや相談、不登校、暴力行為の問題行動等について、専門的立場から生徒・教師・保護者のカウンセリングを行い、指導・助言・援助します。	学校教育課
8	公民館活動の推進	児童の健全育成に向けて、「三世交代流」、「伝統芸能の保存・育成」、「人材育成」等の活動を推進します。	生涯学習課
9	図書館活動の推進	市民の生涯学習の場として、誰でも自由に利用できる豊富な資料と閲覧スペースを設けています。本についての問い合わせや、読みたい本の予約・リクエストも受け付けています。今後も第3次とうおん子ども読書活動推進計画に基づき、図書館運営及び各講座等の実施に努めます。	生涯学習課 (図書館)
10	歴史民俗資料館の活用	東温市内で収集した考古・文書・民俗資料を中心に第1・第2展示室のロビーで、企画展示を行っています。また、調査・研究を目的とした資料の利用や専門書の貸出し等にも対応しており、子どもや市民の郷土学習の場となっています。今後も企画展を含めた授業活用を推進し、より多くの学校が利用できるよう働きかけます。	生涯学習課 (歴民)

(4) 経済的な支援の充実

現状・課題

近年、理想の子ども数よりも、実際の子ども数の方が少ないという家庭が増加しています。その理由として、経済的負担が大きいことをあげる人が多くなっています。そのため、経済的支援策の充実等により、子育ての経済的負担感を軽減することが求められています。

課題解決に向けた取り組み

子どもを持ちたいという親の願いを十分かなえられるように、子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

施策	内容	関係課
1 児童手当等の支給	次代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援する観点から、中学修了までの児童を対象として支給します。	社会福祉課
2 子ども医療費助成	中学修了までの子どもの医療費の全部を助成しています。(所得の制限はありません。)	社会福祉課
3 未熟児養育医療の給付	養育のために病院または診療所に入院が必要な未熟児に対して、県の指定する医療機関において医療の給付を行います。	社会福祉課
4 小児慢性特定疾病児に対する日常生活用具の給付	在宅で療養している小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具の購入に係る費用の一部を給付することにより対象児及び介助者の負担軽減を図ります。	健康推進課
5 就学援助制度の充実	経済的な理由で小・中学校に児童・生徒を就学させることが困難な保護者に対して、学用品費・給食費等、いくつかの援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。	学校教育課

【基本目標】 3. 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

現状・課題

妊娠期・出産期・新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、パパママ教室、赤ちゃん訪問、乳幼児の健診や相談等の母子保健事業の充実が必要です。

また、母親の育児の孤立化を防ぐために、妊娠中からの仲間づくりが必要です。

さらに、安全な妊娠・出産や子どもの適切な生活習慣の確立のために、妊婦はもちろんのこと家族全員で望ましい生活習慣に気を配ることが必要です。

課題解決に向けた取り組み

本市の母子保健対策の趣旨を踏まえ、乳幼児が心身ともに健やかに成長でき、保護者が安心して育児ができる体制の整備を図るとともに、安全・快適に妊娠・出産ができる環境づくりを推進し、子どもや母親の健康の確保に努めます。

施策		内容	関係課
1	母子健康手帳の交付	妊娠・出産・子どもの成長記録としてすべての親子が活用できるよう、母子健康手帳を交付します。交付に際しては、母子健康手帳の使い方の説明、保健事業の紹介、妊娠中の生活についての指導、妊娠期に関するアンケートの実施、妊婦健康診査等受診票の使い方の説明等を行います。	健康推進課
2	パパママ教室の開催	妊婦と家族等を対象に、母性・父性の育成により健やかに子どもを生き育てることができるように支援することを目的として開催します。	健康推進課
3	未熟児・妊産婦等家庭訪問の実施	安心して子育てに取り組むことができるよう、保健師・管理栄養士等による家庭訪問を行います。	健康推進課 保育幼稚園課
4	乳幼児健診の実施	乳幼児の健康づくり、育児不安の解消のために、個別及び集団で健診を行います。また、健診後も必要なケースには適切なフォローを行うとともに、未受診のケースには、電話・文書・訪問等により健診の受診を促して、成長の確認を行います。	健康推進課
5	妊婦歯科健診の実施	妊婦と生まれてくる乳児の口腔衛生を向上させるために実施します。	健康推進課
6	歯みがき教室の開催	むし歯予防の知識の普及を図ります。あわせて、ブラッシング指導、フッ化物塗布を実施し、むし歯の予防に努めます。	健康推進課

7	子育て教室の開催	<p>7か月児の乳児を持つ親等を対象に、小児科医による「この時期におこりやすい病気について」、救急救命士による「事故防止、小児救急について」の話、また、絵本の読み聞かせを通して、親子のふれあいの時間の大切さについて啓発するためのブックスタートを行います。</p> <p>2歳児を持つ親等を対象に、規則正しい生活リズムの大切さや2歳児の特性を理解することで、子育てに関する不安や負担感を軽減し、安心して育児に取り組めるよう、教室を開催します。</p> <p>健診や教室等で関わった発達に支援が必要な乳幼児や、育児に不安のある家族に対して、小集団や個別で、切れ目のない丁寧な育児支援を行い、就園・就学等につなげます。</p>	健康推進課
8	予防接種の実施	乳幼児や児童・生徒を対象とした、法律に基づく予防接種を実施します。	健康推進課
9	健康・食育カレンダーの作成	住民へわかりやすく母子事業関係の情報提供を行うため、母子保健事業や予防接種の年間計画等を掲載した健康・食育カレンダーを作成し、各戸へ配布します。	健康推進課
10	子育て世代包括支援センターの設置	妊産婦及び乳幼児等が安心して健康な生活を送ることができるよう、子育て支援の充実に努めます。	健康推進課

(2)「食育」の推進

現状・課題

朝食欠食・孤食・偏食等、食生活の乱れや、肥満児の増加等、心身の健康問題が子どもたちに生じています。

課題解決に向けた取り組み

子どもの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、平成 30 年度に策定された「第3次東温市食育推進計画」との整合性を図りながら、保健分野や教育分野をはじめとするさまざまな分野と連携し、乳幼児期から思春期における発達段階に応じた食に関する学習や情報提供等を行うことで、食を通じて心身ともに健康な子どもの育成を図り、家族との良好な関係づくりに取り組めます。

施策		内容	関係課
1	離乳食教室の開催	離乳食に関する話、試食を通して、具体的な離乳食の進め方を指導するとともに、保護者の情報交換、交流の場の提供を行います。また、保育所では離乳食後期の試食体験の場を提供し、離乳食の量やメニュー等について理解を深めます。	健康推進課
2	保育所給食の推進	入所児童が保育所生活を通して、食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、健康な生活を送れるよう、保育所給食の推進に取り組めます。また、地元産食材を積極的に使用するとともに、行事食・郷土料理を取り入れる等、メニューを工夫することや、食物アレルギー等一人ひとりの子どもの状態に応じた対応をし、家庭への情報提供・支援を行います。	保育幼稚園課
3	学校給食の推進	児童・生徒の望ましい食習慣の形成や食に関する理解を促進するために、学校給食センターと学校の連携を密にし、栄養教諭を中核とした食育の推進を図ります。そのため、学校給食が「生きた教材」として活用されるよう学校給食の一層の充実のために郷土食や行事食等の導入、生産者団体と連携した地産地消の推進を図るとともに、家庭・地域に対しては、献立表や給食だより・地産地消だよりを毎月発行するなど、情報の提供に努めます。	学校給食センター
4	食生活改善推進員活動への支援	生涯を通じた健康づくりの一環として、食生活改善推進員を市で養成しています。推進員は地域での食生活改善のボランティア活動を行っており、その活動と推進員の資質向上を支援します。	健康推進課
5	食育推進計画と連携した推進	成長の各段階に応じた離乳食や給食の推進のほか、あらゆる生活の場における食育や、地産地消への取り組み、食文化の継承等、食育推進計画と連携した取り組みを推進します。	健康推進課

(3) 思春期保健対策の充実

現状・課題

思春期は、身体的・心理的・社会的に成長が著しく、子どもから大人への移行期でもあり、自己を確立しながら独立していく時期です。その過程で、悩みや不安等を持ちやすく精神的にも不安定になりやすい時期であり、不満や悩み・ストレスが不登校等の問題行動に結びつくこともあり、適切な対応が必要となります。

また、この時期は、性についての関心が高まる時期です。思春期における心身の健康は、本人はもちろん、次世代にも影響を及ぼす問題となるため、正しい知識を身につけ、責任ある行動をとれるよう育成することが重要です。

課題解決に向けた取り組み

思春期の子どもに対して、性についての正しい知識の普及を図るとともに、一人で悩まず、専門機関に相談するなど、ストレスを上手にコントロールできるよう支援します。

施策		内容	関係課
1	心の健康に関する情報提供・知識の普及	健康教育・相談等を通じて、心の健康の重要性を普及啓発するとともに、保護者の家庭教育意識の啓発や、心の健康づくりに対する情報提供・知識の普及を行います。	学校教育課 (学校)
2	命の大切さについての知識の普及	性に対する意識等について現状の把握に努め、思春期教育等を通して、命の大切さを啓発するとともに、性感染症について、情報提供及び正しい知識の普及を行います。	学校教育課 (学校)
3	喫煙・飲酒・薬物等の健康への影響についての教育推進と防止対策	喫煙や飲酒、薬物乱用等の健康に及ぼす影響について教育を行うとともに、それらに関する正しい情報提供や普及啓発を行います。また、喫煙・飲酒・薬物乱用防止のための環境づくりを推進します。	学校教育課 (学校)

(4) 小児医療の充実

現状・課題

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組むことが必要です。

課題解決に向けた取り組み

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、医師会・歯科医師会・保健所等関係機関との連携を強化し、地域医療体制の整備を図ります。

施策		内容	関係課
1	地域医療体制の整備	多様化する医療ニーズに対応するため、医師会の協力を得ながら医療機関との連携に努め、地域医療体制の整備を図ります。	健康推進課
2	休日・夜間医療体制の整備	休日・夜間医療体制については、医師会等との連携を図りつつ、体制の整備を推進します。また、子どものかかりやすい病気やけが、事故の予防と対処方法の情報提供を充実し、周知を図ります。	健康推進課
3	第二次救急医療体制の整備	多様化する小児医療ニーズに対応するため、松山圏域での第二次小児救急医療体制の維持に努めます。	健康推進課
4	当番医に関する情報提供	休日の急患に対して、適切に当番医の紹介等を行うなど、適切な情報を即時に広く住民に提供するサービスに努めます。	健康推進課

(5) 不妊に関する相談支援

現状・課題

子どもを持ちたいのに子どもができない場合に、不妊治療を受けるケースが多くなっています。そのため、不妊に関する医学的な相談や心の悩みに対する相談体制の確保が必要です。

課題解決に向けた取り組み

県・関係機関との連携を図りながら、不妊や不育治療の正しい情報の提供や安心して相談できる環境づくりを進めます。

施策		内容	関係課
1	不妊・不育相談の実施	不妊や不育に悩んでいる方に対する相談は、愛媛県心と体の健康センターで実施しています。このため、県との連携を強化するとともに、相談窓口の周知に努めます。	健康推進課
2	特定不妊治療費助成事業	不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精を行った夫婦に対して、治療に要する費用の一部を助成します。対象者は、愛媛県特定不妊治療費助成事業の対象者と認められた方です。また、愛媛県特定不妊治療費助成事業についての周知・広報等を行います。	健康推進課

【基本目標】 4. 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

現状・課題

本市では、小・中学校教育において、「豊かな心と生きる力を育み、心身ともにたくましい人間として成長していくことができる」ことを推進しています。今後も、この方針を継承しつつ、さらには、「教育内容の充実や施設・設備の充実をはじめとする総合的な教育環境の充実」を図ります。

また、乳児期は人間形成の基礎を培う重要な時期となることから、幼児の自発性を重視し、しつけや心の教育に配慮した教育課程の編成や教育内容の充実を図りながら、幼児教育の質的变化に伴う施設の整備や、より充実した教育を行うための環境整備を図る必要があります。

課題解決に向けた取り組み

次代の担い手である子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境等の整備に努めます。

施策		内容	関係課
1	特色ある学校教育活動推進事業	各学校において独自に計画している学習活動に、迅速に対応するための助成制度を設け推進しています。	学校教育課
2	国際理解教育の充実	国際化の進展や社会のニーズに応じ、中学校の外国語指導助手を小学校へ派遣したり、小学校に外国語支援員を配置したりすることにより、外国語に触れ、慣れ、親しみ、外国語を通じたコミュニケーション活動を推進し、中学校の英語学習へのつながりを構築します。また令和2年度から全面実施される新学習指導要領により、年間授業時間が増加するため、外国語支援員等の増員も検討します。	学校教育課
3	情報教育の充実	補助教材としての情報機器を有効に利用するための教職員の資質向上や適切な教材の利用を推進します。	学校教育課
4	福祉教育の推進	青少年層のやさしさや思いやりを育むため、ボランティア等の体験学習や特別支援学校等との交流、福祉体験の充実等に取り組みます。	学校教育課 (学校)
5	道徳教育の充実	友だちづくりや社会生活の基盤にある道徳教育の意義を高めるため、子どもの心に響く道徳教育の実践に努めます。	学校教育課 (学校)
6	人権教育の推進	人権尊重の考え方を基盤に、子どもの発達段階や特性を活かした教育活動を通して、仲間意識に支えられた集団づくりに努めます。	学校教育課 (学校)
7	特別支援教育の推進	学習障害(LD)・注意欠陥/多動性障害(ADHD)・高機能自閉症等、教育や療育に特別のニーズのある子どもについて、教員の資質向上を図りつつ、適切な教育的支援に努めます。	学校教育課

8	保育所・幼稚園と小学校の連携	保育所・幼稚園から小学校の教育へ円滑に移行できるよう、保育所・幼稚園と小学校との連携を強化し、入学予定前からの情報交換を密に行い、個々の幼児にあった支援や保護者の指導に努めます。	学校教育課 (学校) 保育幼稚園課
9	家庭・地域・関係機関との連携	生徒指導については、家庭・地域・関係機関との連携を図りながら、地域ぐるみで取り組みます。	学校教育課 (学校)
10	多様な体験活動の推進	地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進します。	学校教育課 (学校)
11	子ども読書活動の推進	子ども向けの図書資料整備や環境整備、ボランティアとの連携によるサービスの提供、図書館の情報提供推進等、子どもの読書習慣の定着化や蔵書の拡大、適切な読書環境の整備等に努めます。	学校教育課 (学校)
12	生徒指導体制の充実	生徒指導は、学校全体及び教育委員会との連携において取り組むことが、迅速な対応のためには必要です。個々の事例に応じた対応により、教職員の指導力の向上と保護者の理解・協力のもと、適切な指導に努めます。	学校教育課 (学校)
13	いじめの早期発見・早期対応	望ましい集団活動を通して人権を尊重する心を育み、いじめを防止する集団づくりを徹底します。また、いじめに関する調査や日常の観察等による実態把握に努め、問題の早期発見・早期対応ができるように努めます。	学校教育課 (学校)
14	不登校児童・生徒への対応	不登校になる可能性がある児童・生徒の発見に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校教育相談員、民生児童委員・主任児童委員と連携を図りながら不登校防止・解消に努めます。また、不登校児童・生徒の居場所づくりに取り組み、学校復帰等を目的に、基本的な生活態度や協調性を育てる指導を行います。	学校教育課 (学校)
15	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	関係機関・団体やPTA、地域住民と連携・協力し、関係業界への働きかけを行い、フィルタリング等の普及啓発に努め、情報モラル教育を推進します。	学校教育課 (学校)
16	問題行動及び非行の防止	教育相談や日常の観察により、一人ひとりの悩みや問題等を把握し、問題行動や非行の防止に努めます。	学校教育課 (学校)
17	小児生活習慣病の予防	肥満、野菜摂取不足、朝食の欠食等の解消に向けた食習慣や栄養、運動、体重等に関する正しい知識の普及啓発、健診結果に基づいた生活習慣調査、事後指導を実施するなど、健康教育等の充実を図り、小児生活習慣病の予防や健診の充実に努めます。	学校教育課 (学校)
18	口腔の健康管理	歯科検診やフッ素洗口の導入啓発等を通じて、むし歯予防等の口腔の健康管理に取り組みます。	学校教育課 (学校)
19	学校経営の推進充実	開かれた学校づくりを進めるため、地域や学校の実態に応じ、家庭や地域の人々の協力を得て学校教育の充実に努めます。	学校教育課 (学校)
20	教職員の資質の向上	幼稚園では、教育・保育の日々の反省や他園との情報交換や交流、研修会への参加の推進等により、教職員の資質の向上に努めます。小・中学校では、授業研修会を開催し、指導法の改善や小・中学校の連携強化に努めます。また、各種研修会にも積極的に参加し、教職員の指導力と資質の向上を図ります。	学校教育課 (学校) 保育幼稚園課
21	安全管理の推進	児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・団体とも連携しながら、安全管理に関する取り組みを進めます。	学校教育課 (学校)
22	遠距離通学に対する支援	小・中学校に通学する遠距離の児童・生徒に対して、通学補助を行います。	学校教育課 (学校)

(2) 家庭や地域の教育力の向上

現状・課題

近年の生活様式や就労形態の多様化・核家族化・少子化・近所関係の希薄化等により、家庭や地域の教育力が低下してきています。そのため、公民館等の社会教育施設をはじめ、乳幼児健診や就学児健診等の保護者が集まる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うことが必要です。

また、子育てについての相談体制の整備を図るとともに、子育て中の親が気軽に子育てサークル活動に参加できる環境を整備するなど、地域において子育てを支援するネットワークの形成が必要です。

さらに、子どもが豊かな人間性やたくましく生きるための健康な体力を身につけ、かつ、子ども一人ひとりの人権が守られるよう、学校・家庭及び地域が相互に連携しつつ、「生きる力」を社会全体で醸成していくことが必要です。

課題解決に向けた取り組み

子どもを地域全体で育てる観点から、学校・家庭及び地域との連携のもと、家庭や地域における教育力を総合的に高めていきます。

施策		内容	関係課
1	家庭教育学級の開催	P T A保護者を対象に、近年の核家族化・少子化の進行に加え、共働き家庭の増加等に伴って低下している家庭教育力の向上を図ることを目的に、「家庭教育学級」を実施します。	生涯学習課
2	健診時の親子ふれあい遊びの紹介	乳幼児健診時に、保育士による絵本の読み聞かせや手遊び等の紹介を取り入れ、母親等が遊びを通して子どもとの関わりを学ぶ機会を提供します。	健康推進課 保育幼稚園課
3	子育てサークル活動への支援	子育て支援センターにおいて、月に1回「ママサークル」を実施しています。今後は、参加している保護者からサークル活動に関する意見を聞き、職員間での情報共有に努め、現状に応じた必要な支援を行います。	保育幼稚園課
4	学校施設の開放	スポーツの振興と住民の健康増進を図るため、教育委員会の所管する学校体育施設（小学校及び中学校）の開放を行います。	生涯学習課
5	ジュニアリーダーの育成	子ども会その他の少年活動では、大人の指導者よりもジュニアリーダーの役割が大きいため、小・中学生等がリーダーとして活躍してくれるよう養成確保に努めます。	生涯学習課
6	幼・小・中学校 P T A 連合会の開催	教育力の向上と地域コミュニティづくりを目的として、幼稚園・小学校・中学校の P T A 関係者が連携し、さまざまな教育上の問題についての情報提供・研修会を実施します。	生涯学習課

7	スポーツ協会・ スポーツ少年団 活動の充実	スポーツの振興を通して、住民の体力づくりと健康の維持を図り、 スポーツマンシップの醸成・スポーツを通してのコミュニティづくり を推進するため、スポーツ協会活動の充実に努めます。 また、スポーツ少年団の普及及び活動の活性化を図り、青少年の心 身の健全な育成に努めます。	生涯学習課
8	コミュニティ 活動への支援	コミュニティ活動を奨励するために、コミュニティ組織の育成、指 導者の発掘・養成、PR活動の推進、活動内容・活動場所の提供、 モデル地域への支援・協力等、支援事業を行います。	生涯学習課
9	スポーツ活動に 接する機会の 提供	さまざまなスポーツ活動に接する機会の提供を図り、運動を楽しめ る教育・指導を充実させます。	生涯学習課

【基本目標】 5. 子育てを支援する生活環境の整備

現状・課題

道路交通環境や公園の整備、また、公共交通機関や公共建築物等のバリアフリー化等、安心して生活・外出できる、豊かなまちづくりの整備が求められています。

課題解決に向けた取り組み

子どもや子ども連れの保護者等が安全・安心に利用することができる道路交通環境の整備や公共施設等のバリアフリー化、また、子どもが犯罪等の被害にあわないようなまちづくりを推進します。

施策		内容	関係課
1	交通安全施設の整備	交通量の多い交差点及び交通事故が発生しやすい場所について、道路改良を含め、信号機の設置、通学路危険箇所の確認等、関係機関に積極的に働きかけます。	建設課
2	総合交通規制の充実	関係機関と協力して、地域の実態に即した交通規制を図ります。	危機管理課
3	公園の安全確保	犯罪の発生の恐れのある公園については、防止対策として樹木の剪定を実施して見通しの良い環境づくりを進めます。また、清掃や草刈りも行い、環境整備にも心がけます。	都市整備課
4	道路の安全確保	交通弱者である歩行者・自転車が安心して通行できるよう、安全な道路交通環境の整備として、歩道設置工事が不可能な路線への対応や、未整備区間の早期実施を検討します。	建設課
5	防犯設備の整備と啓発活動の実施	道路・公園・駐車場・駐輪場及び公衆トイレ等の公共用施設における防犯設備の整備、また、共同住宅の構造・設備面の改善等を推進するとともに、防犯対策の必要性に関する広報啓発活動の実施について検討します。	各管理部局
6	子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室等の子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を進めます。	各管理部局

【基本目標】 6. 仕事と家庭生活との両立の推進

現状・課題

すべての人が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、多様なライフスタイルを柔軟に選択できる環境を整備するとともに、働き方の見直しを進めることが必要です。

また、仕事優先の意識や固定的な性別役割分担意識の改革等、社会制度や慣行の見直しを進めることが重要です。家庭の子育て機能を高めるために地域や企業等の理解と支援を求めていく一方で、子育て世帯における仕事と育児の両立を図っていくことが大切です。そのため、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国・県・関係団体等と連携を図りながら積極的に推進する必要があります。

課題解決に向けた取り組み

多様なライフスタイルの選択や男性を含めた働き方の見直し等を推進するため、労働者・事業主・地域住民等の意識改革に関する広報・啓発、研修、情報提供等を、国・県と連携しながら、積極的に推進します。

男女がともに仕事と子育ての両立ができるよう、多様な保育サービスの実施・充実を図るとともに、子育てを行いながら働き続けられる環境整備に努めます。

施策		内容	関係課
1	就業条件・環境の整備	家事・育児・介護は家族全員の協力により担うべきものですが、現実には女性の負担が大きく、就業の継続や社会参画を困難にしています。このような状況を改善し、男性も家庭生活の役割を分担することで、男女がともに仕事・家庭生活の両立が図れるような取り組みを実施します。	保育幼稚園課 総務課
2	ハローワーク等関係機関との連携	関係機関と連携した市民の雇用促進及び労働条件の改善に努めます。	産業創出課
3	国・県及び農業団体・商工団体等関係団体との連携	国・県及び地域における農・商・工業等の関係団体等と連携を図りながら、労働者・事業主・地域住民等の意識改革を推進する広報・啓発、研修、情報提供等について、積極的に推進します。	産業創出課
4	男女共同参画の意識づくり	男女共同参画社会の実現に向け、固定的性別役割分担を前提とした制度や慣行の見直し、また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するために、男女共同参画計画に基づき、講演会の開催等、意識啓発事業を推進します。	総務課
5	民間保育サービスの活用	本市には、民間の認可外保育施設や事業所内保育施設があり、それぞれニーズに応じた保育サービスを提供しています。延長保育や低年齢児保育の充実・拡大、また、施設面から保育内容まで各種保育サービスの充実と質の向上が図れるよう支援していきます。	保育幼稚園課
6	仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等について、企業・事業主等への啓発に努めるとともに、住民に対する広報を行います。	保育幼稚園課

【基本目標】 7. 子どもの安全の確保

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

現状・課題

子どもを交通事故から守るため、警察・保育所・幼稚園・学校・児童館・関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

課題解決に向けた取り組み

子どもを交通事故から守るため、関係機関と連携して、学校や地域における交通安全教室の開催や指導体制の充実、交通安全意識の啓発に努めます。

施策		内容	関係課
1	交通安全教育の推進	子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を、段階的かつ体系的に実施します。	危機管理課
2	職員の指導力の向上等	地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育にあたる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成に努めます。	学校教育課 保育幼稚園課 危機管理課
3	チャイルドシートの正しい使用の徹底	チャイルドシートの適正使用について、関係機関との連携のもと、広報・啓発、情報提供に努めます。	危機管理課

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

現状・課題

近年、全国的に子どもが被害者となる犯罪や事故が多くなっています。本市においても、子どもを犯罪等の被害から守るため、学校・家庭及び地域が協力して各種施策の推進を図ることが必要です。

課題解決に向けた取り組み

子どもを犯罪等の被害から守るため、住民の自主防犯活動の促進を図るとともに、関係機関との連携強化を図ります。

施策		内容	関係課
1	自主防犯活動の促進	住民の自主防犯活動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進します。	危機管理課
2	関係機関・団体との情報交換	子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施します。	学校教育課 危機管理課
3	パトロール活動の推進	学校付近や通学路等において、PTA等の学校関係者や防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進します。	学校教育課 (学校)
4	防犯講習の実施	子どもが犯罪等にあわないようにするための防犯指導を推進します。	学校教育課 保育幼稚園課
5	「まもるくんの家」等防犯ボランティア活動の支援	子どもが危険を感じたときや、困ったことが起きたときの緊急避難場所である「まもるくんの家」登録家庭等と連携して、さらに防犯ボランティア活動の支援を行います。	学校教育課 (学校)

(3) 被害にあった子どもの保護の推進

現状・課題

子どもが被害者となる犯罪や事故を未然に防止することはもちろん大切ですが、不幸にして犯罪・いじめ・児童虐待等により被害を受けた子どもに対しては、その精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングや保護者に対する助言等、学校等の関係機関と連携したきめ細やかな支援を実施することが必要です。

課題解決に向けた取り組み

被害を受けた子どもの早期発見と早期対応に努めるとともに、立ち直りを支援するため、関係機関と連携し、相談体制の確立を図ります。

施策		内容	関係課
1	相談体制の充実	被害にあった子どもの情報の迅速な伝達と早期対応に努めるとともに、立ち直りを支援するため、関係機関と連携したきめ細やかな相談体制の推進を図り、事後ケアの充実を図ります。	保育幼稚園課 学校教育課

【基本目標】 8. 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

現状・課題

児童虐待については、これを未然に防止し、また、早期に発見し、早期に対応することが大切です。そのため、福祉・保健・教育の担当部署と医療や司法の関係機関等が連携を密にして体制を整備することが必要です。

課題解決に向けた取り組み

児童虐待の防止と早期発見・早期対応に努めるとともに、立ち直りを支援するため、要保護児童対策地域協議会の充実に努め、関係機関と連携して対応します。

施策		内容	関係課
1	要保護児童対策地域協議会の充実	児童虐待の防止、早期発見の環境整備を図るため要保護児童対策地域協議会の充実に努め、福祉・保健・教育・医療・司法等の関係機関の連携を強化します。	保育幼稚園課
2	虐待防止ネットワークの構築	児童虐待の個別ケースに対応するため、関係機関・団体・専門職等によるネットワークを構築します。また、転入者については前住所地の要保護児童対策地域協議会との引き継ぎ連携を徹底します。	保育幼稚園課
3	虐待の発生予防・早期発見・早期対応・相談体制の充実	児童虐待の発生を予防するため、日常的な育児相談機能の強化や、養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした母子保健事業の強化を図ります。また、虐待の早期発見・早期対応を進めるため、児童虐待に着目した福祉・保健教育業務における取り組みの充実や民生児童委員・主任児童委員の積極的な活動を推進します。 さらに、家庭児童相談員等による児童虐待に関する相談、指導体制の充実に努めます。	保育幼稚園課

(2) 子どもの貧困対策

現状・課題

子どもの貧困は経済的な問題だけではなく、さまざまな要因が複雑に絡み合っていて発生している問題です。本市では、家庭・学校に居場所が持てず、社会関係が希薄になりがちな子どもや生活に困窮している家庭の子どもに対する支援として、居場所づくりを行っています。継続的に参加している子どもたちが、子ども同士や支援者、ボランティアと信頼関係を築き、社会性を身につける場となっています。

課題解決に向けた取り組み

貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みが必要です。このため貧困の状況にある世帯の経済的支援、保護者や子どもの生活支援や就労支援、また、子どもの能力や可能性を伸ばすための教育や学習支援を、子どもの置かれた状況を見て、その意見を尊重し、最善の利益を考慮しながら推進します。

施策		内容	関係課
1	高等学校等入学支援金支給事業	準要保護世帯の市内中学3年生を対象に、高等学校等の進学や通学に必要な経費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	社会福祉課 (社協)
2	中学校入学支援金支給事業	準要保護世帯の市内小学6年生を対象に、中学校入学時に必要な経費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	社会福祉課 (社協)
3	生活困窮世帯等への学習支援	生活困窮世帯等の児童への学習支援等を実施することにより、学習意識と学力の向上を図ります。	社会福祉課
4	子どもの居場所づくり	子どもたちが、安心して過ごせる居場所(子ども食堂等)の充実を図ります。	社会福祉課 (社協)
5	子どもの生活実態把握	子どもの生活状況、幸福度、将来展望、子育て家庭の不安・心配ごと等を把握し、地域の実情に応じたきめ細やかな施策の検討材料に活かします。	保育幼稚園課

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

現状・課題

近年の不安定な社会風潮や不透明な経済情勢等から、離婚等を原因とするひとり親家庭は、今後も増加するものと考えられますが、ひとり親家庭の親は、生計を支えながら家事と育児をこなさなければならず、肉体的にも精神的にも大きな負担を抱えています。このような中で、ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るためには、経済的負担を軽減するきめ細やかな経済的支援、自立に向けた就業支援、精神的な負担の軽減やさまざまな悩みを解決するための相談支援等が必要です。

課題解決に向けた取り組み

ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るため、きめ細やかな福祉サービスの展開と自立・就業の支援を主眼に、子育てや生活支援・経済的支援等、総合的な対策を推進します。

施策		内容	関係課
1	ひとり親家庭等の自立・就業支援・学習支援	ひとり親家庭等に対して、児童扶養手当の支給や医療費助成制度等の経済的支援、母子家庭の自立に向けた就労支援等を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当支給事業 ・ひとり親家庭医療費助成事業 ・母子自立支援員配置 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業 ・ひとり親家庭学習支援事業 	社会福祉課
2	ひとり親家庭への相談対応の推進	ひとり親家庭における児童の健全な育成を支援するため、民生児童委員・主任児童委員及び母子自立支援員との連携を密にして生活指導や相談対応を行います。	社会福祉課
3	就労支援	安定した生活環境を確保していくため、ハローワーク等と連携を図り、ひとり親家庭への就労に関する相談や就労支援を行います。	社会福祉課
4	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	ひとり親及び寡婦の経済的自立の助長を促進するため、低利の各種生活資金の貸付を行います。ひとり親家庭における児童の健全な育成を支援するため、民生児童委員・主任児童委員及び母子自立支援員との連携を密にして生活指導や相談対応を行います。	社会福祉課

(4) 障がい児・医療的ケア児施策の充実

現状・課題

障がい等の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健診や学校における健診等を推進することが必要です。

また、障がい児等の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活ができるよう、保健・医療・福祉・保育・教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、障害福祉サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取り組みを推進することが必要です。

課題解決に向けた取り組み

ノーマライゼーションの理念のもとに、発達障がいの児童・障がい児等の療育体制の強化やその保護者を支援する体制の強化を図ります。

施策		内容	関係課
1	障がい児教育の充実	障がいのある児童・生徒が、その障がいの種類や程度に応じて、適切な教育を受けられるように、施設のバリアフリー化や学校生活支援員の配置等、教育環境の充実に努めます。	学校教育課 保育幼稚園課
2	療育体制の整備	障がい児に対する療育体制を整備するために、保健・医療・福祉・保育・教育等の連携の強化を図ります。	社会福祉課
3	特別児童扶養手当の支給	身体または精神に障がいのある児童（20歳未満）を監護または養育している方を対象に、特別児童扶養手当を支給します。	社会福祉課
4	特別支援教育児童・生徒の就学補助の実施	特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学校必要経費の一定額の援助を行います。	学校教育課
5	日中一時支援事業	在宅の障がい児（者）の日中活動の場を提供するとともに、介護者の就労支援及び障がい児（者）を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業を実施します。	社会福祉課
6	障がい児タイムケア事業	障がいのある児童の下校後及び長期休暇中に活動する場を確保するとともに、障がい児を持つ親の就労支援及び障がい児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業を実施します。	社会福祉課
7	放課後等デイサービス事業	就学中の障がい児等に、授業終了後または夏休み等の休業日中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	社会福祉課
8	児童発達支援事業	未就学の障がい児等に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	社会福祉課
9	医療的ケア児支援体制の整備	医療的ケア児を地域で支えるため、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係者が一堂に会し、課題や対応等について継続的に意見交換や情報共有を図ります。	社会福祉課

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

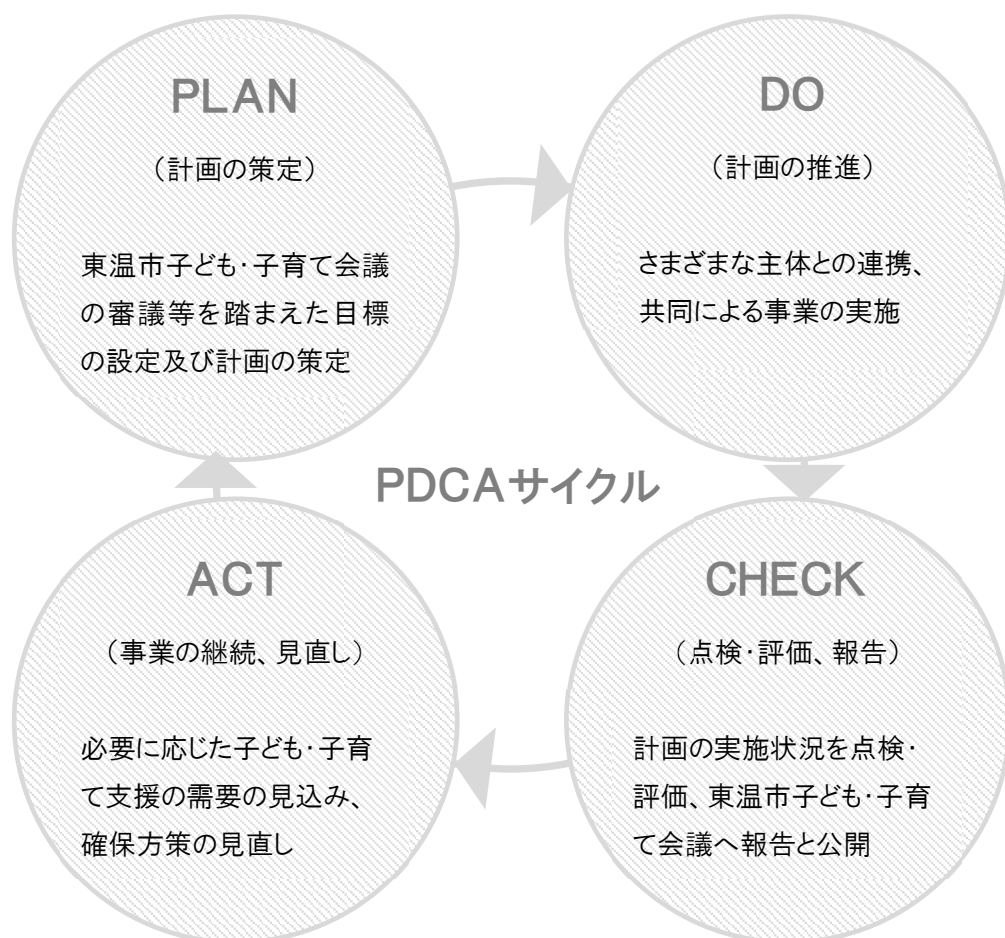
本計画の策定部署となる保育幼稚園課を中心に、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の庁内関係部署、関係機関・事業者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

また、東温市子ども・子育て会議を定期的を開催し、社会全体、地域ぐるみで子ども・子育て支援の環境づくりに取り組みます。

2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、施策の実施状況等について各年度に点検を行います。また、東温市子ども・子育て会議を通じて、住民や子ども・子育てに関わる関係者の意見も参考にしながら評価を行い、進捗状況の管理を行います。

なお、計画の定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画内容の一部見直しを必要に応じて行います。



資料編

1 東温市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 9 月 30 日条例第 35 号)
改正 平成 27 年 3 月 20 日条例第 12 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、東温市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に規定する次世代育成支援対策の推進に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、本市における子ども・子育て支援に関する事項

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 20 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 東温市子ども・子育て会議委員名簿

(H30.8.1 ~ R2.7.31)

構成	所属	氏名
子どもの保護者	幼稚園保護者代表	小野 涼子
	保育所保護者代表	岡 広大
	小学校保護者代表	熱田 久
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	社会福祉協議会事務局長	土井 敬子
	ファミリー・サポート・センター協力会員代表	長廣 孝子
	保育所長代表	高市 妃登美
	幼稚園長代表	門田 千秋
	小学校長代表	大野 誠司 (H30.8.1~H31.3.31)
		井原 聡博 (H31.4.1~)
	愛媛県中予地方局地域福祉課 保育指導専門職員	舩森 保子
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	愛媛大学教育学部教授	(副会長) 青井 倫子
	特別支援教育指導員	(会長) 渡部 徹
	元教育委員	遠富 英子
	主任児童委員	高須賀 久美枝
	石川小児科院長	石川 純一
その他市長が必要と認める者	子育てサークル代表	篠森 智子

(順不同・敬称略)

第2期 東温市子ども・子育て支援事業計画

～緑あふれる東温で 子どもの笑顔をさかせよう～

発行年月：令和2年3月
発行：東温市 教育委員会 保育幼稚園課
〒791-0292
愛媛県東温市見奈良 530 番地1
T E L：089-964-4484
F A X：089-964-4449

